

1 - (1) 川崎市地震対策条例【危機管理本部】

〔 昭和56年4月1日 〕
〔 条 例 第 2 6 号 〕

最近改正 平成9年3月31日条例第16号

目次

第1章	総則（第1条・第2条）
第2章	責務（第3条～第5条）
第3章	震災の予防（第6条～第13条）
第4章	大規模な地震に係る緊急時の事前措置（第14条～第19条）
第5章	震災応急対策（第20条～第23条）
第6章	自主防災組織（第24条～第26条）
第7章	雑則（第27条～第31条）
附 則	

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、川崎市における震災を防止するため、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、震災の予防、大規模な地震に係る緊急時の事前措置、震災応急対策その他必要な事項を定めることにより、本市における地震対策の総合的な推進を図り、もって市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 震災 地震動により直接生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。
- (2) 地震防災 震災の発生の防止又は震災が発生した場合における被害の拡大の防止を図ることをいう。
- (3) 事業者 本市において、次に掲げる施設又は事業で規則で定めるものを管理し、又は運営する者をいう。ただし、国及び地方公共団体を除く。
 - ア 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入する施設
 - イ 石油類、火薬類、高圧ガスその他規則で定めるもの（以下第11条において「危険物等」という。）の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
 - ウ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
 - エ ア、イ及びウに掲げるもののほか、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業

第2章 責務

（市の基本的責務）

第3条 市は、市民の生命、身体及び財産を震災から保護するため、あらゆる施策を通じて地震防災に関し万全の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市長は、前項の目的を達成するため、地震対策に関する計画を策定し、その推進を図らなければならない。

（市民の基本的責務）

第4条 市民は、常に地震及び地震防災に関する知識の習得に努め、震災を防止するため、市民相互に協力するとともに、市が実施する地震防災に関する事業に積極的に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全確保に努めなければならない。

(事業者の基本的責務)

第5条 事業者は、震災の防止について、常に配慮するとともに、市が実施する地震防災に関する事業に積極的に協力し、その社会的責任に基づき、自らの責任と負担において地震防災に必要な体制の確立に努めなければならない。

第3章 震災の予防

(震災予防対策の推進)

第6条 市長は、震災を予防するため、常に必要な調査研究を行うとともに、震災予防対策の積極的かつ計画的な推進に努めなければならない。

(施設等の耐震性及び耐火性)

第7条 市長は、震災を未然に防止するため、地震防災上重要な市の施設について、耐震性及び耐火性の強化を図り、その安全性の確保に努めなければならない。

2 市民は、震災を未然に防止するため、その所有し、又は管理する建築物その他工作物の耐震性及び耐火性について配慮しなければならない。

3 事業者は、震災を未然に防止するため、その管理する施設又はその運営する事業に係る施設の耐震性及び耐火性の強化について配慮しなければならない。

(避難場所の確保等)

第8条 市長は、震災の発生に備え、市民を安全に保護するため、必要な避難場所を確保し、その整備に努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する避難場所を確保したときは、その位置、名称その他必要な事項を告示するものとする。

(応急物資の確保)

第9条 市長は、震災の発生に備え、市民の生活に必要な応急物資の確保について、あらかじめ、協定の締結その他必要な措置を講ずるものとする。

(非常用品の確保等)

第10条 市民は、地震の発生に備え、当面必要な食糧等の備蓄及び初期消火に必要な用具その他非常用品の確保について、常に配慮しなければならない。

(危険物等の安全管理)

第11条 危険物等に係る施設を管理する事業者は、震災を未然に防止するため、当該施設について、常に点検整備を行い、かつ、安全管理に努めなければならない。

(地震に係る防災訓練)

第12条 市長は、地震の発生に備え、地震に係る防災訓練を計画的に実施するものとする。

2 市民及び事業者は、前項に規定する地震に係る防災訓練に積極的に参加するよう努めなければならない。

3 事業者は、その作成する地震に係る防災訓練に関する計画に従って、当該防災訓練を実施しなければならない。

(知識の普及、情報の提供等)

第13条 市長は、地震及び地震防災に関し、知識の普及及び情報の提供を積極的に推進するとともに、地震に対する防災意識の高揚に努めなければならない。

第4章 大規模な地震に係る緊急時の事前措置

(市長の事前措置等)

第14条 市長は、大規模な地震の発生が予測され、かつ、本市において地震防災上の対策を緊急に実施しなければならないと認めるときは、直ちに、第17条に規定する地震防災事前対策計画に従って、地震防災体制の確立等の事前措置を講ずるとともに、市民及び事業者に必要な事前措置を

講ずるよう指示しなければならない。

(市民の事前措置)

第15条 市民は、前条に規定する指示があったときは、直ちに、次に掲げる地震防災上必要な事前措置をとらなければならない。

- (1) 火気使用の自主的制限
- (2) 初期消火に必要な用具の点検及び準備
- (3) 非常用品等の点検及び準備
- (4) 自動車の運行の自主的制限
- (5) その他必要な措置

(事業者の事前措置)

第16条 事業者は、第14条に規定する指示があったときは、第18条に規定する地震防災事前措置計画に従って、地震防災体制を確立するとともに、地震防災上必要な事前措置を講じなければならない。

(地震防災事前対策計画の作成等)

第17条 市長は、大規模な地震の発生が予測され、かつ、本市において地震防災上の対策を緊急に実施する場合に備え、地震防災事前対策計画を作成しなければならない。

2 前項に規定する地震防災事前対策計画は、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地震防災事前措置に関する事項
- (2) 次条の規定により事業者が作成する地震防災事前措置計画の基本となるべき事項

3 市長は、第1項に規定する地震防災事前対策計画を作成し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(地震防災事前措置計画の作成等)

第18条 事業者は、大規模な地震の発生が予測され、かつ、地震防災上の事前措置を緊急に実施する場合に備え、その管理する施設又はその運営する事業ごとに、地震防災事前措置計画を作成しなければならない。

2 前項に規定する地震防災事前措置計画は、前条第2項第2号に規定する事項を基本として必要な事項について定めるものとする。

3 事業者は、当該施設の拡大、当該事業の内容の変更等により、第1項に規定する地震防災事前措置計画を変更する必要があるときは、遅滞なく当該計画を変更しなければならない。

4 第1項に規定する地震防災事前措置計画は、前条に規定する地震防災事前対策計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

5 事業者は、第1項に規定する地震防災事前措置計画を市長が指定する期限までに作成し、規則で定めるところにより、遅滞なく当該計画を市長に届け出なければならない。これを変更したときにおける届出についても、同様とする。

6 事業者が前項の届出をしない場合には、市長は、その事業者に対し、相当の期間を定めて届出をすべきことを勧告することができる。

7 市長は、前項の勧告を受けた事業者が同項の期間内に届出をしないときは、その旨を公表することができる。

(地震防災事前措置計画の特例)

第19条 事業者が、次に掲げる計画又は規程において、その管理する施設又はその運営する事業に関し、前条第2項に規定する事項について定めたときは、当該事項について定めた部分は、当該施設又は当該事業に係る前条第1項に規定する地震防災事前措置計画とみなしてこの条例を適用する。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項若しくは第8条の2第1項（これらの規定を同法第36条第1項において準用する場合を含む。）に規定する消防計画又は同法第14条の2第1項に規定する予防規程

- (2) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第28条第1項に規定する危害予防規程
- (3) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第26条第1項に規定する危害予防規程
- (4) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第24条第1項、第64条第1項（同法第84条第1項において準用する場合を含む。）及び第97条第1項に規定する保安規程
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条第1項に規定する保安規程
- (6) 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第27条第1項に規定する保安規程
- (7) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第18条第1項に規定する防災規程
- (8) 前各号に掲げる計画又は規程に準ずるものとして規則で定めるもの

第5章 震災応急対策

（市長の震災応急対策）

第20条 市長は、地震が発生した場合において、震災を防止し、市民の安全を確保するため震災応急対策として、次の各号に掲げる措置を迅速かつ的確に実施するものとする。

- (1) 震災応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- (2) 消火又は延焼の防止
- (3) 被災者の救助に関する措置
- (4) 応急医療に関する措置
- (5) 食糧、飲料水その他の応急物資の供給
- (6) その他震災応急対策に必要な措置

（市民への協力要請）

第21条 市長は、前条に規定する震災応急対策のための応急措置を実施する場合において、緊急の必要があると認めるときは、市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者に対し、当該応急措置の業務に協力するよう要請することができる。

（初期消火等）

第22条 市民は、地震が発生した場合において、出火の防止、初期消火その他必要な応急措置をとらなければならない。

（事業者の応急措置）

第23条 事業者は、地震が発生した場合において、その管理する施設又はその運営する事業についてその作成する震災に係る応急措置に関する計画に従って、当該応急措置を迅速かつ的確に講じなければならない。

- 2 事業者は、震災の拡大防止のため、市長から緊急に協力要請があったときは、これに協力しなければならない。

第6章 自主防災組織

（自主防災組織）

第24条 市民は、震災を防止するため、相互に協力して自主防災組織の結成に努めなければならない。

第25条 自主防災組織は、震災の発生に備え、その構成員の地震発生時における役割分担をあらかじめ定め、その活動に必要な防災資器材を整備するとともに、初期消火、避難等地震に係る防災訓練を実施するよう努めなければならない。

- 2 自主防災組織は、前項に規定する地震に係る防災訓練を実施しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出て、その指導を受けなければならない。

（助成）

第26条 市長は、第24条に規定する自主防災組織に対し、予算の範囲内において、必要な助成をすることができる。

第7章 雑則

(関係行政機関等との協力体制)

第27条 市長は、関係行政機関等との間における緊密な協力体制の下に、この条例に基づく地震対策を積極的に推進するものとする。

(報告又は資料の提出)

第28条 市長は、地震防災上必要があると認めるときは、事業者に対し、地震防災に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第29条 市長は、震災を防止するため、この条例の施行に必要な限度において、事業者が管理する施設又はその運営する事業に関し、関係職員に、当該施設その他必要な場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査を行う場合は、あらかじめ、その旨を当該事業者に通知しなければならない。ただし、震災の発生のおそれが大きく、特に緊急の必要がある場合は、この限りでない。

3 第1項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(補償)

第30条 市長が実施する地震に係る防災訓練又は自主防災組織が市長に届け出てその指導を受けて実施する地震に係る防災訓練に参加した者が、当該防災訓練に参加したことにより死亡し、又は負傷したときの補償については、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第23号）の例による。第21条の規定による協力要請に基づく応急措置の業務に従事した者が、当該応急措置に従事したことにより死亡し、又は負傷したときの補償についても同様とする。

(委任)

第31条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条第3号の改正規定は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日条例第10号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

1 - (2) 川崎市地震対策条例施行規則【危機管理本部】

〔 昭和56年4月1日
規 則 第 3 6 号 〕

最近改正 平成元年11月17日規則第71号

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市地震対策条例（昭和56年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(条例第2条第3号に規定する規則で定める施設又は事業)

第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める施設又は事業は、次のとおりとする。

(1) 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号。以下「政令」という）第4条第1号から第22号までに規定する施設又は事業

(2) 前号に規定する施設又は事業に係る工場、作業場又は事業場（以下「工場等」という。）以外の工場等で、当該工場等に勤務する者の数が50人以上のもの

(条例第2条第3号イに規定する規則で定めるもの)

第4条 条例第2条第3号イに規定する規則で定めるものは、政令第5条各号に規定するものとする。

(地震防災事前措置計画の届出等)

第5条 条例第18条第5号の規定による届出は、地震防災事前措置計画（条例第19条の規定により地震防災事前措置計画とみなされるものを含む。）及びその写しそれぞれ1部を地震防災事前措置計画届出書（第1号様式）とともに提出して行うものとする。

2 前項に規定する届出書には、事業者の管理する施設又はその運営する事業に係る主要な施設の位置を明らかにした図面2部を添付しなければならない。

3 前2項の規定により市長に提出する書類で、政令第4条第1号から第3号まで、第5号から第8号まで、第13号若しくは第14号に規定する施設又は第3条第2号に規定する工場等に係るものについては、当該施設又は工場等の所在地を所管する消防署長を経由しなければならない。

(条例第19条第8号に規定する規則で定めるもの)

第6条 条例第19条第8号に規定する規則で定めるものは、大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）第3条各号に規定するものとする。

(自主防災組織が実施する地震に係る防災訓練の届出)

第7条 条例第25条第2項の規定による地震に係る防災訓練の届出は、当該防災訓練の実施予定日の7日前までに、自主防災組織地震防災訓練実施届出書（第2号様式）により行うものとする。

(立入調査の通知)

第8条 条例第29条第2項の規定による立入調査の通知は、立入調査通知書（第3号様式）により行うものとする。

(身分証明書)

第9条 条例第29条第3項に規定する身分を示す証明書は、第4号様式とする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年10月15日規則第78号）

この改正規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月31日規則第31号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年11月17日規則第71号）

この改正規則は、公布の日から施行する。

1 川崎市防災会議条例【危機管理本部】

〔昭和38年3月19日〕
〔条例第14号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき川崎市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 川崎市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長、副会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、副市長をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。
- 6 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 神奈川県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 神奈川県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長が本市の職員のうちから任命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び市長が指名する消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織（法第5条第2項の自主防災組織をいう。）を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認める者
- 7 前項の委員の総数は、70人以内とする。
- 8 第6項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 9 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、神奈川県職員のうちから市長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が委嘱又は任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年10月6日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年7月3日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年7月11日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第31号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月10日条例第37号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の条例第3条第6項第8号の規定により委嘱された川崎市防災会議の委員である者のうち、市長が自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の自主防災組織をいう。）を構成する者又は学識経験のある者に該当すると認めるものは、この条例の施行の日改正後の条例第3条第6項第8号の規定により川崎市防災会議の委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第8項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

2 川崎市防災会議運営要綱【危機管理本部】

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市防災会議条例（昭和38年川崎市条例第14号）第6条の規定に基づき、川崎市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(専決処分)

第4条 第2条の規定にかかわらず緊急を要し会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項のうち軽易なものについて専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議にその旨報告し承認を求めるものとする。

(部会)

第5条 会議に、専門委員により組織される部会を置くことができる。

2 部会に、部会長を置き、会長の指名した専門委員がこれにあたる。

3 部会は、部会長が招集する。

(幹事会)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、幹事会を招集することができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、川崎市危機管理本部危機管理部が処理する。

(その他)

第9条 その他必要な事項は、その都度会議にはかつて決定する。

附 則

この要綱は、昭和38年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

3 川崎市防災対策検討委員会設置要綱【危機管理本部】

(目的)

第1条 防災対策の充実・強化を図り、災害による被害を軽減することを目的として、川崎市防災会議条例（昭和38年川崎市条例第14号）第4条及び川崎市防災会議運営要綱第5条の規定に基づき、川崎市防災対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について研究・検討する。

- (1) 地域防災計画に関すること。
- (2) 防災対策の諸施策に関すること。
- (3) その他防災対策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、川崎市防災会議専門委員（以下「専門委員」という。）をもって組織する。

(任期)

第4条 専門委員の任期は、川崎市防災会議条例第4条第3項の規定に基づき研究・検討が終了するまでとする。

(委員長)

第5条 委員長は、川崎市防災会議会長の指名した専門委員をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した専門委員がその職務を代理する。

(招集等)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、検討する事項に係る所管課長及び関係者の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、必要に応じて研究成果等を市長及び川崎市防災会議に報告する。

(小委員会)

第8条 委員長は、委員会に必要に応じて個別に小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、委員長の指名した専門委員及び検討する事項に係る所管部長又は所管課長をもって組織する。
- 3 小委員会に座長を置き、委員長の指名した専門委員をもって充てる。
- 4 座長は、小委員会を招集し、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- 5 座長は、検討結果等を委員会に報告する。
- 6 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名した専門委員がその職務を代理する。

(事務局)

第9条 事務局は危機管理本部危機管理部に置く。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、その都度協議し定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年8月19日から施行する。
(川崎市防災会議専門部会運営規定の廃止)
- 2 この要綱の施行に伴い、川崎市防災会議専門部会運営規定は廃止する。
附 則
(施行期日)
- 1 この要綱の改正は、平成16年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
附 則
(施行期日)
- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。
附 則
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

4 川崎市原子力施設安全対策会議要綱【危機管理本部】

(趣旨)

第1条 この要綱は、放射能災害に対する市民の安全を確保するため、川崎市地域防災計画に基づき、川崎市と原子力施設を設置する事業所及びそれに係る放射性廃棄物を保管する事業所で構成される、川崎市原子力施設安全対策会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 会議は、放射能災害に対する市民の安全を確保するため次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 原子炉施設の放射能対策に関すること。
- (2) 原子炉施設外の環境放射能に関すること。
- (3) 原子炉施設の増設又は変更に関すること。
- (4) 放射能の異常又は原子炉施設における事故が発生し、放射性物質が放出するおそれがある場合における対応に関すること。
- (5) その他放射能の安全に関すること。

(構成員)

第3条 会議は、会長及び委員をもって構成する。

(会長)

第4条 会長は、市長が指名する副市長をもって充てる。

2 会長は、会議を招集し、会議の議長となる。

(委員)

第5条 会議の委員は、別表第1のとおりとする。

2 委員は、第2条各号に掲げる事項を協議するために必要な資料又は情報を提出するものとする。

(幹事会)

第6条 会議を円滑に運営するため、川崎市原子力施設安全対策会議幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

2 幹事会は、会議の会長が招集し、第2条各号に掲げる事項について、連絡調整を行う。

3 幹事会の幹事は、別表第2のとおりとする。

4 危機管理本部危機管理部長は、幹事会の座長となる。

(学識経験者等の出席)

第7条 会議及び幹事会は、必要に応じて学識経験者等の出席を求めて意見を聴くことができるものとする。

(事務局)

第8条 会議及び幹事会の事務局は、川崎市危機管理本部危機管理部に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会議が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成4年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年2月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年12月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年11月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年3月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

(川崎市原子力施設安全対策会議幹事会要綱の廃止)

2 川崎市原子力施設安全対策会議幹事会要綱は、廃止する。

附則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

機関名	委員
東芝エネルギーシステムズ株式会社	原子力技術研究所長兼研究炉管理センター所長
株式会社日立製作所王禅寺センタ	王禅寺センタ長
東京都市大学原子力研究所	原子力研究所長
川崎市	上下水道事業管理者
川崎市環境局	環境局長
川崎市健康福祉局	健康福祉局長
川崎市危機管理本部	危機管理監
川崎市川崎区役所	川崎区長
川崎市麻生区役所	麻生区長
川崎市病院局	病院局長
川崎市消防局	消防局長

別表第2（第6条関係）

機関名	幹事
東芝エネルギーシステムズ株式会社原子力技術研究所	管理担当部長
東芝エネルギーシステムズ株式会社研究炉管理センター	放射線管理室長
株式会社日立製作所王禅寺センタ	管理グループ長
東京都市大学原子力研究所	原子炉施設管理室長
川崎市環境局	環境対策部地域環境共創課担当課長
	環境総合研究所地域環境・公害監視担当課長
川崎市健康福祉局	健康安全研究所理化学担当課長
川崎市危機管理本部	危機管理本部危機対策部担当課長
川崎市川崎区役所	危機管理担当課長
川崎市麻生区役所	危機管理担当課長
川崎市上下水道局	経営戦略・危機管理室担当課長 [危機管理]
	水管理センター水道水質課長
	下水道部下水道水質課長
川崎市病院局	市立川崎病院放射線診断科担当係長
	市立井田病院放射線診断科担当係長
川崎市消防局	警防部警防課長

5 川崎市危機管理推進会議規程【危機管理本部】

(目的及び設置)

第1条 本市における危機管理（危機（地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、津波、噴火その他の異常な自然現象並びに大規模な火事及び爆発、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故（以下「地震等」という。））、武力攻撃事態等（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等をいう。以下同じ。）並びに地震等及び武力攻撃事態等以外の事件又は事故による緊急事態（以下「事件等の緊急事態」という。）をいう。以下同じ。）から市民の生命、身体及び財産を保護するために、危機による被害及び影響を回避し、又は最小限に抑制するために適切に対処することをいう。以下同じ。）に関する施策の充実と推進体制の強化を図るため、川崎市危機管理推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 危機管理の基本方針に関すること。
- (2) 地震等及び事件等の緊急事態に対処するための総合的な計画に関すること。
- (3) 武力攻撃事態等に備えた市民の保護のための措置の実施に関する計画に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長を、副会長は副市長をもって充てる。
- 3 委員は、上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長、川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に規定する局及び本部の長並びに会計室長、区長、交通局長、病院局長、消防局長、市民オンブズマン事務局長、教育委員会事務局教育次長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長及び議会局長をもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、推進会議を代表し、推進会議の事務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(特別会議)

第5条の2 第2条各号に掲げる事項のうち特に重要な事項について別に審議する必要があると会長が認めるときは、推進会議に特別会議を置くことができる。

2 特別会議は、第3条第2項の会長及び副会長並びに同条第3項の委員のうち会長が指名する委員をもって組織する。

3 特別会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(危機管理主管)

第6条 川崎市事務分掌条例第1条に規定する局及び本部（危機管理本部を除く。）並びに会計室、区役所、上下水道局、交通局、病院局、消防局、市民オンブズマン事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局及び議会局（以下「局等」という。）に危機管理主管を置く。

2 危機管理主管は、局等（区役所を除く。）にあつては危機管理を総括する課長又は担当課長を、区役所にあつては副区長をもって充てる。

3 危機管理主管は、次の職務を行う。

(1) 局等における地震等及び事件等の緊急事態に対処するための総合的な計画に関すること。

(2) 局等における武力攻撃事態等に備えた市民の保護のための措置の実施に関する計画に関すること。

(3) 前2号に掲げる事項に係る危機管理本部との意見調整、連絡等に関すること。

(幹事会)

第7条 推進会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、推進会議から指示された事項を審議し、及び推進会議の審議に付すべき事項について調整を行うものとする。

3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

4 幹事長は、危機管理本部危機管理部長をもって充てる。

5 幹事は、危機管理主管をもって充てる。

6 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、その議長となる。

(専門部会)

第8条 推進会議は、必要に応じて、専門の事項を調査させるための専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、部会長及び部会委員をもって組織する。

3 部会長及び部会委員は、調査させる事項に関係する職員の中から会長が指名する。

(関係者の出席等)

第9条 推進会議、特別会議、幹事会及び専門部会は、必要があると認めるときは、危機管理について学識経験を有する者又は防災関係機関等の職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、危機管理本部において処理する。

(委任)

第11条 この訓令に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日訓令第3号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第3号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令第2号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第2号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第4号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓令第1号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第2号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和年3月31日訓令第1号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

6 川崎市災害対策本部条例【危機管理本部】

〔昭和38年3月19日〕
〔条例第15号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、川崎市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年6月28日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月10日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

7 川崎市災害対策本部規程【危機管理本部】

平成17年5月12日災害対策本部訓令第1号

改正

平成18年5月15日災害対策本部訓令第1号
平成19年3月30日災害対策本部訓令第1号
平成20年3月31日災害対策本部訓令第1号
平成21年3月31日災害対策本部訓令第1号
平成22年3月31日災害対策本部訓令第1号
平成23年3月31日災害対策本部訓令第1号
平成23年12月2日災害対策本部訓令第2号
平成24年3月30日災害対策本部訓令第1号
平成25年1月31日災害対策本部訓令第1号
平成25年2月28日災害対策本部訓令第2号
平成25年3月29日災害対策本部訓令第3号
平成26年3月31日災害対策本部訓令第1号
平成26年12月26日災害対策本部訓令第2号
平成27年3月31日災害対策本部訓令第1号
平成28年3月31日災害対策本部訓令第1号
平成29年3月31日災害対策本部訓令第1号
平成30年3月31日災害対策本部訓令第1号
平成31年3月31日災害対策本部訓令第1号
令和2年3月31日災害対策本部訓令第1号
令和3年3月31日災害対策本部訓令第1号
令和4年3月31日災害対策本部訓令第1号
令和5年2月28日災害対策本部訓令第1号
令和5年3月31日災害対策本部訓令第2号
令和6年3月31日災害対策本部訓令第1号

川崎市災害対策本部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川崎市災害対策本部条例（昭和38年川崎市条例第15号）第4条の規定に基づき、川崎市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長等)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長、川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に規定する局及び本部の長並びに会計室長、交通局長、病院局長、消防局長及び教育委員会事務局教育次長並びに災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）が必要と認める者をもって充てる。

3 副本部長は、本部員の中から危機管理監、病院事業管理者及び教育長を参与として指名する。

4 参与は、副本部長、副本部長に進言し、他の本部員に指示することができる。

(本部会議)

第3条 本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、災害対策活動の基本的事項について審議する。

3 本部会議は必要に応じて本部長が招集する。

(部の設置)

第4条 本部に別表第1に掲げる部及び部長を置き、部長は第2条第2項に定める本部員の職にある者をもってあてる。ただし、病院事業管理者、教育長及び危機管理監を除く。

2 前項に定める部長は、別表第1に掲げる事務を分掌する。

3 部に副本部長及び部員を置くものとし、あらかじめ局等の職員のうちから局長が任命する。

4 副本部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、又は、部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

5 部は、災害に関する情報を迅速かつ的確に処理するため、本部等に調整員を置き、本部等との緊密な連絡のもとに、川崎市地域防災計画等の定めるところにより、災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

(区本部等)

第5条 本部長は、災害の規模、及び被害の程度等により総合的な応急対策が必要と認める区に、区本部を置く。

2 区本部の長は、区長をもって充てる。

3 区本部に、区副本部長及び区本部員並びにその他の職員を置き、区等の職員のうちから、あらかじめ区長が任命する。なお、区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故があるときは、又は、区本部長が欠けたときはその職務を代理する。

4 区本部に区本部事務局を置き、事務局長は副区長をもって充てる。

5 区本部の編成及び分掌事務は、別表第2のとおりとする。

6 区本部長は、区本部の事務を総括し、区副本部長及び区本部員並びにその他の職員を指揮監督する。

7 区本部長は、災害対策及び防災活動の実施に当たっては、警察署その他公共的団体等と常に密接な連携を保ち、相互の協力を図るものとする。

(区本部会議)

第6条 区本部に区本部会議を置く。

2 区本部会議は、区本部長、区副本部長及び区本部員で組織し、区域内の災害対策活動について審議する。

3 区本部会議は必要に応じて区本部長が招集する。

(事務局)

第7条 事務局の構成、役割及び所掌事務は、別表第3のとおりとする。

2 事務局の班編成は別表第4のとおりとする。

3 事務局を危機管理本部に常設とする。

(防災計画)

第8条 各局及び区長は、その所管業務の実施について必要な防災計画をあらかじめ定めておくものとする。

(報告)

第9条 部長及び区本部長は、被害の状況、災害応急対策活動の状況等について、本部長に報告しなければならない。

(応援職員の派遣)

第10条 部長及び区本部長は、所管する部又は区本部における災害対策の実施状況からみて必要があると認めるときは、本部長に他の部又は区本部の職員の派遣を要請することができる。

2 前項の規定により派遣された職員は、派遣を受けた部長等の指揮の下に行動するものとする。

(雑則)

第11条 この訓令に定めるもののほか、災害対策本部の運営に関する事項その他必要な事項は、別に本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(川崎市災害対策本部規程の廃止)

2 川崎市災害対策本部規程(昭和53年災害対策本部訓令第1号)は、廃止する。

附 則(平成18年5月15日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月2日災害対策本部訓令第2号)

この訓令は、平成23年12月5日から施行する。

附 則(平成24年3月30日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年1月31日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成25年2月1日から施行する。

附 則(平成25年2月28日災害対策本部訓令第2号)

この訓令は、平成25年3月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日災害対策本部訓令第3号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月26日災害対策本部訓令第2号)

この訓令は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月31日災害対策本部訓令第1号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月31日災害対策本部訓令第1号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日災害対策本部訓令第1号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日災害対策本部訓令第1号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日災害対策本部訓令第1号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月28日災害対策本部訓令第1号）

この訓令は、令和5年3月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日災害対策本部訓令第2号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月31日災害対策本部訓令第1号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

総務企画部

総務企画部長 総務企画局長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
秘書部長 秘書部担当 部長 シティプロ モーション 推進室長 シティプロ モーション 推進室担当 部長 都市政策部 長 公共施設総 合調整室長 総務部長 コンプライ アンス推 進・行政情 報管理部長	庶務班	庶務課長	法制課長	1 部の庶務に関する事 2 部内各班の連絡調整に関する事 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関する事 4 災害関連情報の収集及び伝達に関する事 5 部関連被害状況の集約に関する事 6 部応急対策活動の集約に関する事 7 部内職員の動員に関する事 8 部内職員の厚生に関する事 9 部の予算経理に関する事 10 部災害応急対策計画の策定に関する事 11 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関する事 12 部災害復旧計画の策定に関する事 13 重要な法律問題に関する事 14 他の班の所管に属さない事 15 その他特命事項に関する事
デジタル化 施策推進室 長 デジタル化 施策推進室 担当部長	秘書班	秘書課長	秘書部担当 課長〔政策 調整担当〕	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 本部長及び副本部長の緊急登庁に関する事 3 見舞者の接遇に関する事 4 政策調整に関する事
人事部長 行政改革マ	広報班	シティプロ モーション		1 報道機関との連絡調整に関する事 2 災害関連情報の広報に関する事

ネジメント 推進室長 その他局長 が指定する 職員		推進室担当 課長		3 かわさきFMとの連絡調整に関する こと。 4 映像の記録に関すること。
	企画調整班	企画調整課 長	企画調整課 担当課長 〔企画調 整〕、〔政 策評価〕、 〔市民との 対話〕 統計情報課 長 都市政策部 担当課長 (SDGs・国 際連携推進 担当)	1 災害復興計画に係る総合調整に関する こと。 2 広聴に関すること。 3 コンタクトセンターに関すること。 4 海外からの支援に係る連絡調整に関す ること。 5 領事館及び各国大使館との連絡・調整に 関すること。 6 外国語の通訳・翻訳関係の調整に関する こと。 7 その他特命事項に関すること。
	東京事務所 班	東京事務所 長	東京事務所 副所長	国会、各省庁、各自治体、その他関係 機関との連絡調整に関すること。
	公共施設総 合調整班	公共施設総 合調整室担 当課長		1 市所有施設の管理保全状況の把握に関 すること。 2 公有地・公共施設の緊急活用の調整に関 すること。
	庁舎管理班	庁舎管理課 長	庁舎管理課 担当課長	1 所管施設の管理保全に関すること。 2 緊急通行車両の手続きに関すること。 3 応急電話、庁内放送に関すること。 4 所管車両の保全に関すること。 5 輸送業務に関すること。 6 所管施設の被害状況の把握に関するこ と。
	行政情報班	行政情報課 長	コンプライ アンス推 進・行政情 報管理部担 当課長 公文書館長	1 重要文書及び公印の保全に関すること。 2 所管施設の管理保存に関すること。
	システム班	デジタル化 施策推進室 担当課長 〔情報通信 基盤〕	デジタル化 施策推進室 担当課長 〔企画調整〕 デジタル化 施策推進室 担当課長 〔行政情報 システム再 構築〕 デジタル化 施策推進室 担当課長 〔デジタル 改革〕 デジタル化 施策推進室 担当課長 〔情報シス テム調整〕	1 イン트라ネットシステムの災害時にお ける保全に関すること。 2 電算システムの保全に関すること。
	人事班	人事課長	人材育成課 長	1 職員の動員状況の集約に関すること。 2 職員のり災状況の集約に関すること。 3 他都市応援職員の受入れ及び配備計画

				<p>に関すること。</p> <p>4 職員等災害対策要員のローテーション計画に関すること。</p> <p>5 各部・区本部の応援に関すること。</p>
労務厚生班	労務厚生課長	労務厚生課担当課長 総務事務センター室長		<p>1 職員の給与に関すること。</p> <p>2 職員配備に伴う勤務条件等に関すること。</p> <p>3 職員の厚生に係る連絡調整に関すること。</p> <p>4 職員の食糧・飲料水の確保に関すること。</p> <p>5 職員の安全衛生に関すること。</p> <p>6 公務災害補償に関すること。</p> <p>7 職員の健康管理に関すること。</p> <p>8 職員のメンタルヘルスクアに関すること。</p> <p>9 所管施設の被害状況の把握及び管理保全に関すること。</p>
共済班	共済課長			職員の災害見舞金等の諸給付に関すること。
支援班	行政改革マネジメント推進室担当課長			<p>1 特命事項に関すること。</p> <p>2 緊急を要する他の班との協力に関すること。</p>

財政部

財政部長 財政局長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
税務監 財政部長 資産管理部長 税務部長 収納対策部長 各市税事務所長 こすぎ市税分室長 その他局長が指定する職員	庶務班	庶務課長		<p>1 部の庶務に関すること。</p> <p>2 部内各班の連絡調整に関すること。</p> <p>3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>4 災害関連情報の統括に関すること。</p> <p>5 部関連被害状況の集約に関すること。</p> <p>6 部応急対策活動の集約に関すること。</p> <p>7 部内職員の動員に関すること。</p> <p>8 部内職員の厚生に関すること。</p> <p>9 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。</p> <p>10 所管施設の管理保全に関すること。</p> <p>11 部の予算経理に関すること。</p> <p>12 部災害応急対策計画の策定に関すること。</p> <p>13 部災害復旧計画の策定に関すること。</p> <p>14 他の班の所管に属さないこと。</p> <p>15 その他特命事項に関すること。</p>
	財政班	財政課長	財政課担当課長	<p>1 災害対策予算の総合調整に関すること。</p> <p>2 救援・復旧事業費に関すること。</p> <p>3 その他災害対策予算等に関すること。</p>
	資金班	資金課長	資金課担当課長	<p>1 災害時の資金調達に関すること。</p> <p>2 市債及び交付税の確保に関すること。</p> <p>3 国庫補助金の要望に関すること。</p> <p>4 その他財源調達及び災害対策予算等に関すること。</p>
	資産管理班	資産運用課長	検査課長	市所有施設の被害状況の集約・報告に関すること。
	物資調達班	契約課長	契約課担当課長	1 救援物資及び役務調達状況の把握に関すること。

				<ul style="list-style-type: none"> 2 応急工事の実施状況の把握に関すること。 3 災害時契約手続きに関すること。 4 復興工事の契約に関すること。
	税務班	税制課長	市民税管理課長 資産税管理課長 収納対策課長 債権管理課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害に伴う、市税の申告期限の延長及び減免等に関すること。 2 罹災証明発行のための判定調査に係る調整に関すること。 3 その他、市税に関すること。
	判定調査班	資産税課長 担当課長 (資産税担当)	市民税課長 法人課税課長 納税課長 担当課長 (納税担当)	<ul style="list-style-type: none"> 1 罹災証明の発行のための判定調査に関すること。 2 区本部との連絡調整に関すること。

市民文化部

市民文化部長 市民文化局長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
パラムーブメント推進担当部長 市民生活部長 コミュニティ推進部長 人権・男女共同参画室長 市民スポーツ室長 市民文化振興室長 その他局長が指定する職員	庶務班	庶務課長	企画課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 4 災害関連情報の統括に関すること。 5 部関連被害状況の集約に関すること。 6 部関連施設及び区役所等庁舎の被害状況の把握に関すること。 7 部応急対策活動の集約に関すること。 8 部関連施設及び区役所等庁舎の応急対策の立案及び実施に向けた調整に関すること。 9 部内職員の動員に関すること。 10 部内の職員の厚生に関すること。 11 部内職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 12 緊急通行車両の手続きに関すること。 13 所管施設等の管理保全に関すること。 14 部の予算経理に関すること。 15 部災害応急対策計画の策定に関すること。 16 部災害復旧計画の策定に関すること。 17 他の班の所管に属さないこと。 18 その他特命事項に関すること。
	市民活動・地域安全推進班	市民活動推進課長	協働・連携推進課長 地域安全推進課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 ボランティアとの協力体制に係る情報収集及び連絡調整に関すること。 2 地域住民組織との連絡調整に関すること。 3 所管施設の管理保全に関すること。 4 所管施設の被害状況の把握に関すること。 5 所管施設に係る応急対策の立案及び実施に関すること。 6 避難所補完施設の管理運営等の調整に

				<p>関すること。</p> <p>7 区民相談窓口の情報収集及び連絡調整に関すること。</p>
区政推進班	区政推進課長	戸籍住民サービス課長		<p>1 各区役所との連絡調整に関すること。</p> <p>2 区役所事務サービスシステム等の保全に関すること。</p> <p>3 所管施設の被害状況の把握に関すること。</p> <p>4 所管施設の管理保全に関すること。</p> <p>5 所管施設に係る応急対策の立案及び実施に関すること。</p>
市民スポーツ班	市民スポーツ室担当課長	パラムーブメント推進担当課長		<p>1 所管施設の管理保全に関すること。</p> <p>2 所管施設に係る応急対策の立案及び実施に関すること。</p>
文化振興班	市民文化振興室担当課長			<p>1 所管施設の管理保全に関すること。</p> <p>2 所管施設に係る応急対策の立案及び実施に関すること。</p>
支援班	多文化共生推進室課長	人権・男女共同参画室担当課長		<p>1 外国人市民への情報提供の総合調整に関すること。</p> <p>2 公益財団法人川崎市国際交流協会との協定に基づく多言語情報支援に関すること。</p> <p>3 所管施設の管理保全に関すること。</p> <p>4 所管施設に係る応急対策の立案及び実施に関すること。</p>

経済労働部

経済労働部長 経済労働局長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
産業政策部長 経営支援部長 観光・地域活力推進部長 イノベーション推進部長 労働雇用部長 公営事業部長 都市農業振興センター所長 中央卸売市場北部市場長 その他局長が指定する職員	庶務班	庶務課長	企画課長	<p>1 部の庶務に関すること。</p> <p>2 部内各班の連絡調整に関すること（食糧・生活必需品の調達に関する部内の調整を含む。）。</p> <p>3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>4 災害関連情報の統括に関すること。</p> <p>5 部関連被害状況の集約に関すること。</p> <p>6 部応急対策活動の集約に関すること。</p> <p>7 部内職員の動員に関すること。</p> <p>8 部内職員の厚生に関すること。</p> <p>9 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。</p> <p>10 所管施設の管理保全に関すること。</p> <p>11 緊急通行車両の手続きに関すること。</p> <p>12 部の予算経理に関すること。</p> <p>13 部災害応急対策計画の策定に関すること。</p> <p>14 部災害復旧計画の策定に関すること。</p> <p>15 他の班の所管に属さないこと。</p> <p>16 その他特命事項に関すること。</p>
	消費者行政班	消費者行政センター室長		<p>1 生活必需品等の調達に関すること。</p> <p>2 生活必需物資の価格の監視に関すること。</p> <p>3 消費生活に係る緊急情報の提供に関すること。</p>
	商工班	経営支援課長	金融課長 中小企業溝口事務所長 観光・地域	<p>1 商業、工業施設等の被害状況の把握に関すること。</p> <p>2 中小企業のり災関連融資に関すること。</p>

			活力推進部 担当課長 イノベーション推進部 担当課長	3 所管施設の管理保全に関すること。
農業班	農業振興課 長	農地課長 農業技術支 援センター 所長		1 防災農地に関すること。 2 米穀の調達に関すること。 3 農作物病害虫及び家畜伝染病の予防に 関すること。 4 農産物・農業施設の災害予防、被害状 況把握、応急処置及び復旧計画に関する こと。 5 所管施設の管理保全に関すること。
労働雇用班	労働雇用部 担当課長	労働雇用部 担当課長		1 所管施設の管理保全に関すること。 2 技能職団体・労働団体への協力要請に 関すること。
公営事業班	総務課長	業務課長		1 広域避難場所である川崎競輪場の施設 管理に関すること。 2 川崎競馬場との連絡調整に関するこ と。 3 所管施設の管理保全に関すること。
北部市場班	管理課長	業務課長		1 市場内における応急対策活動の集約に 関すること。 2 救援物資の受け入れ、輸送協力に関す ること。 3 全国中央卸売市場協会加盟市場への食 料品等の供給要請することに関するこ と。 4 市場内にある青果物、水産物及び副食 物の調達及び移送に関すること。 5 市場の管理保全に関すること。

環境部

環境部長 環境局長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
総務部長 脱炭素戦略 推進室長 環境対策部 長 生活環境部 長 生活環境部 担当部長 〔廃棄物政 策担当〕 施設部長 環境総合研 究所長 その他局長 が指定する 職員	総務班	庶務課長	企画課長 減量推進課 長 生活環境部 担当課長 (廃棄物政 策担当) 環境対策推 進課 脱炭素戦略 推進室担当 課長	1 部の庶務に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関との連 絡調整に関すること。 4 災害関連情報の統括に関すること。 5 部関連被害状況の集約に関すること。 6 部応急対策活動の集約に関すること。 7 部内職員の動員に関すること。 8 部内職員の厚生に関すること。 9 職員等の安否確認及びり災状況の把握 に関すること。 10 所管施設の管理保全に関すること。 11 緊急通行車両の手続きに関すること。 12 部の予算経理に関すること。 13 部災害応急対策計画の策定に関するこ と。 14 部災害復旧計画の策定に関すること。 15 災害廃棄物等対策の全体進行管理と調 整に関すること。 16 住民・事業者への広報と相談の受付に 関すること。 17 他の班の所管に属さないこと。 18 その他特命事項に関すること。
	環境対策班	環境対策推	地域環境共	1 有害物等の取扱施設に係る情報提供に

		進課長	創課長 環境評価課長 環境保全課長	関すること。 2 発災施設の情報提供に関する事 3 災害により発生した大気汚染、水質汚濁に係る連絡調整及び拡大防止に関する事
廃棄物収集班	収集計画課長	各生活環境事業所長		1 一般ごみ・し尿等の収集計画に関する事 2 災害用トイレの設置計画に関する事 3 災害用トイレの設置、維持管理及び撤去に関する事 4 所管公衆トイレの保全に関する事 5 一般ごみ・し尿等の収集に関する事 6 所管車両の保全に関する事 7 所管施設の管理保全に関する事
廃棄物処理班	処理計画課長	施設整備課長 施設建設課長 各処理センター所長		1 一般ごみ・し尿等の処理計画に関する事 2 一般ごみ・し尿等の処理に関する事 3 廃棄物処理施設等の被害状況の把握に関する事 4 廃棄物処理施設等に係る応急対策の立案及び実施に関する事 5 所管施設の管理保全に関する事
災害廃棄物処理班	生活環境部担当課長〔廃棄物政策担当〕	庶務課長 収集計画課長 廃棄物指導課長 処理計画課長 施設整備課長		1 災害廃棄物処理計画に関する事 2 倒壊家屋の解体撤去事務に関する事 3 災害廃棄物の仮保管場所及び管理保全に関する事 4 災害廃棄物の市処理施設での処理に関する事 5 災害廃棄物処理に係る業者委託との連絡調整に関する事 6 災害廃棄物の再利用、再資源化、中間処理及び最終処分に関する事
環境総合研究所班	環境総合研究所担当課長〔事業推進〕	環境総合研究所担当課長〔都市環境〕 環境総合研究所担当課長〔環境研究〕 環境総合研究所担当課長〔地域環境・公害監視〕		1 環境測定に関する事 2 発災施設の情報提供に関する事 3 所管施設の管理保全に関する事 4 保管薬品及び機器類等の保全に関する事

健康福祉部

健康福祉部長 健康福祉局長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
医務監 総務部長 生活保護・自立支援室長 地域包括ケア推進室長	庶務班	庶務課長	総務部担当課長〔危機管理〕 施設課長 企画課長 企画課担当課長	1 部の庶務に関する事 2 部内各班の連絡調整に関する事 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関する事 4 災害関連情報の統括に関する事 5 部関連被害状況の集約に関する事 6 部応急対策活動の集約に関する事 7 部内職員の動員に関する事

<p>長寿社会 部長 障害保健 福祉部長 総合リハ ビリテー ション推 進センタ ー所長 保健医療 政策部長 保健医療 政策部担 当部長 〔保健政 策・保健 所長〕 保健医療 政策部担 当部長 〔保健政 策・保健 所副所 長〕 保健医療 政策部担 当部長 〔医療政 策〕 医療保険 部長 健康安全 研究所長 市立看護 大学事務 局長 その他局 長が指定 する職員</p>			<p>〔事業・ 法人調 整〕 保健福祉 システム 課長</p>	<p>8 部内職員の厚生に関する事 9 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関する事 10 避難所補完施設の管理運営等の調整に関する事 11 所管施設の管理保全に関する事 12 緊急通行車両の手続きに関する事 13 部の予算経理に関する事 14 部災害応急対策計画の策定に関する事 15 部災害復旧計画の策定に関する事 16 被災者生活再建支援法に基づく事務に関する事 17 他の班の所管に属さない事 18 その他特命事項に関する事</p>
	<p>被災者救 助班</p>	<p>地域包括 ケア推進 室担当課 長〔地域 福祉〕</p>	<p>地域包括 ケア推進 室担当課 長〔ケア システ ム〕 地域包括 ケア推進 室担当課 長〔地域 保健〕 医療保険 課長 国民年 金・福祉 医療課長 収納管理 課長</p>	<p>1 義援金窓口の開設及び周知に関する事 2 日本赤十字社との連絡調整に関する事 3 社会福祉協議会との連絡調整に関する事 4 災害弔慰金、見舞金、災害援護資金等に関する事 5 義援金配分委員会に関する事 6 義援物資の受付及び配分に関する事 7 ボランティアとの協力体制に係る情報収集及び連絡調整に関する事 8 国民健康保険に関する事 9 国民年金に関する事 10 後期高齢者医療に関する事 11 被災者の各種保険給付金に関する事</p>
	<p>保護指導 班</p>	<p>生活保 護・自立 支援室担 当課長 〔保護指 導〕</p>	<p>生活保 護・自立 支援室担 当課長 〔適正実 施〕 生活保 護・自立 支援室担 当課長 〔自立支 援〕</p>	<p>1 被災者の生活支援に係る援護対策に関する事 2 生活保護に関する事</p>
	<p>高齢者福 祉班〔災 害福祉調 整本部機 能を 含む〕</p>	<p>高齢者事 業推進課 長</p>	<p>地域包括 ケア推進 室担当課 長〔専門 支援〕 高齢者 在宅サー ビス課長 介護保 険課長</p>	<p>1 高齢者福祉施設の被害状況の把握に関する事 2 高齢者福祉施設に係る応急対策の立案及び実施に関する事 3 高齢者の援護対策に関する事 4 高齢者に係る諸問題の把握に関する事 5 入所、通所高齢者の安全確保に関する事 6 災害時要援護者の避難に関する事 7 入所者、避難者の援護に関する事 8 高齢者福祉ボランティア、他自治体の応援職員の受入及び配備に関する事 9 所管施設の管理保全に関する事</p>

<p>障害福祉班〔災害福祉調整本部機能を含む〕</p>	<p>障害計画課長</p>	<p>障害福祉課長 障害者施設指導課長 精神保健課長 障害者社会参加・就労支援課長 企画・連携推進課長 こころの健康課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害福祉施設の被害状況の把握に関すること。 2 障害福祉施設に係る応急対策の立案及び実施に関すること。 3 障害児者の援護対策計画に関すること。 4 入所、通所障害者の安全確保に関すること。 5 災害時要援護者の避難に関すること。 6 入所者、避難者の援護に関すること。 7 障害者福祉ボランティア、他自治体の応援職員の受入及び配備に関すること。 8 所管施設の管理保全に関すること。 9 精神科救護本部設置及び運営に関すること。 10 精神医療相談に関すること。
<p>障害者施設班</p>	<p>総務・判定課長 中部地域支援室長 北部地域支援室長</p>	<p>南部地域支援室長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の管理保全に関すること。 2 入所、通所障害者の安全確保に関すること。 3 災害時要援護者の受入に関すること。 4 入所者、避難者からの要望調査に関すること。
<p>衛生・医療班〔保健医療調整本部機能を含む〕</p>	<p>保健医療政策部担当課長〔災害・新興感染症医療対策〕 保健医療政策部担当課長〔保健医療政策〕</p>	<p>保健医療政策部担当課長〔地域医療〕 保健医療政策部担当課長〔健康増進〕 保健医療政策部担当課長〔歯科保健政策〕 保健医療政策部担当課長〔生活衛生〕 保健医療政策部担当課長〔環境保健・アレルギー疾患対策〕 保健医療政策部担当課長〔医事・薬事〕 保健医療政策部担当課長〔感染症</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療機関の被害状況の把握に関すること。 2 区本部保健衛生・福祉班との連絡調整に関すること。 3 医療救護班の編成に関すること。 4 医療救護所に関すること。 5 診療可能な医療機関の情報収集に関すること。 6 患者の転院搬送に関する総合調整に関すること。 7 医薬品の供給協力に関する協定に基づく応援要請とその受入に関すること。 8 保健活動の全体調整に関すること。 9 医療関係団体に関すること。 10 医療ボランティア、他自治体応援職員の受入及び配備に関すること。 11 火葬に関すること。（他局所管事務を除く。） 12 火葬場の利用調整に関すること。 13 広域火葬に伴う神奈川県等との連絡調整に関すること。 14 所管施設の管理保全に関すること。 15 飲料水、生活用水及び食品の衛生確保に関すること。 16 災害用選定井戸に関すること。 17 遺体検案後の火葬までの連絡調整に関すること。 18 遺体安置所への葬祭用品の供給等の連絡調整に関すること。 19 感染症対策に関すること。 20 動物の救護等に関すること。 21 避難所等における環境衛生に関すること。

			対策〕 保健医療 政策部担 当課長 〔予防接 種企画〕 保健医療 政策部担 当課長 〔予防接 種〕 保健医療 政策部担 当課長 〔食品安 全〕 中央卸売 市場食品 衛生検査 所長	
	動物管理 班	動物愛護 センター 所長		1 犬などの保護収容及び治療に関する こと。 2 所管施設の管理保全に関すること。 3 動物由来感染症の予防に関すること。 4 動物の救護等に関すること。
	健康安全 研究所班	健康安全 研究所副 所長	健康安全 研究所担 当課長 〔理化 学〕 健康安全 研究所担 当課長 〔微生 物〕	1 生活用水及び食品の衛生検査に関す ること。 2 保管薬品及び機器類の保全に関する こと。 3 感染症対策の支援に関すること。
	看護大学 班	総務学生 課長		1 各班の支援に関すること。 2 所管施設の管理保全に関すること。 3 学生、避難者の支援に関すること。

こども未来部

こども未来部長 こども未来局長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
総務部長 保育・幼児 教育部長 保育・子育 て推進部長 青少年支援 室長 児童家庭支 援・虐待対 策室長 その他局長 が指定する 職員	庶務班	庶務課長	企画課長 総務部担当 課長〔監査 担当〕	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 本部、区本部、その他関係機関との連絡 調整に関すること。 3 災害関連情報の統括に関すること。 4 部関連被害状況の集約に関すること。 5 部応急対策活動の集約に関すること。 6 部内の職員の動員に関すること。 7 部職員等の安否確認及びり災状況の把 握に関すること。 8 緊急通行車両の手続きに関すること。 9 所管施設の被害状況の把握に関するこ と。 10 所管施設の管理保全に関すること。 11 所管施設に係る応急対策の立案及び実施 に関すること。 12 部災害応急対策計画の策定に関するこ と。

				<p>13 部災害復旧計画の策定に関すること。</p> <p>14 他の班の所管に属さないこと。</p> <p>15 その他特命事項に関すること。</p>
保育班	保育・子育て推進部担当課長〔運営管理・子育て支援〕	保育・子育て推進部担当課長〔運営支援・人材育成〕 保育・子育て推進部担当課長（区保育総合支援担当） 区保育・子育て総合支援センター所長 保育対策課長 保育第1課長 保育第1課担当課長〔指導調整〕 保育第2課長 保育・幼児教育部担当課長（幼児教育担当）		<p>1 所管する児童福祉施設（各保育園、地域子育て支援センター）の被害状況の把握に関すること。</p> <p>2 所管する児童福祉施設に係る応急対策の立案及び実施に関すること。</p> <p>3 児童の援護対策計画に関すること。</p> <p>4 通所児童の安全確保に関すること。</p> <p>5 災害時要援護者の受入に関すること。</p> <p>6 避難者の援護に関すること。</p> <p>7 所管施設の管理保全に関すること。</p>
青少年班	青少年支援室担当課長〔青少年企画・事業調整〕	青少年支援室担当課長〔青少年育成・子どもの権利〕 青少年支援室担当課長〔施設指導・調整〕		<p>1 所管施設の被害状況の把握に関すること。</p> <p>2 所管施設の管理保全に関すること。</p> <p>3 所管施設に係る応急対策の立案及び実施に関すること。</p> <p>4 通所児童の安全確保に関すること。</p>
児童家庭支援・虐待対策班	児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔事業調整〕	児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔家庭支援〕 児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔児童福祉〕 児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔母子保健〕 各児童相談所長		<p>1 一時保護所及び所管する児童福祉施設の被害状況の把握に関すること。</p> <p>2 一時保護所及び所管する児童福祉施設に係る応急対策の立案及び実施に関すること。</p> <p>3 児童の援護対策計画に関すること。</p> <p>4 入所、通所児童の安全確保に関すること。</p> <p>5 災害時要援護者の受入に関すること。</p> <p>6 入所者、避難者の援護に関すること。</p> <p>7 所管施設の管理保全に関すること。</p>

まちづくり部

まちづくり部長 まちづくり局長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
総務部長 計画部長 交通政策室長 市街地整備部長 拠点整備推進室長 住宅政策部長 施設整備部長 指導部長 登戸区画整理事務所長 その他局長が指定する職員	庶務班	庶務課長	まちづくり調整課長	1 部の庶務に関する事。 2 部内各班の連絡調整に関する事。 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関する事。 4 災害関連情報の統括に関する事。 5 部関連被害状況の集約に関する事。 6 部応急対策活動の集約に関する事。 7 部内職員の動員に関する事。 8 部内職員の厚生に関する事。 9 職員等の安否確認及び被災状況の把握に関する事。 10 所管施設の管理保全に関する事。 11 緊急通行車両の手続きに関する事。 12 部の予算経理に関する事。 13 部災害応急対策計画の策定に関する事。 14 部災害復旧計画の策定に関する事。 15 他の班の所管に属さないこと。 16 その他特命事項に関する事。
	復興計画班	都市計画課長	企画課長 交通政策室担当課長 景観・地区まちづくり支援担当課長 地域整備推進課長 防災まちづくり推進課長 拠点整備推進室担当課長	1 被災市街地の復興計画の策定に関する事。 2 規制区域の設定に関する事。 3 市街地開発事業に係る被害状況の把握に関する事。 4 市街地開発事業に係る応急対策の立案及び実施に関する事。
	事務所班	登戸区画整理事務所担当課長〔庶務〕		1 事業区域内の被害状況の把握に関する事。 2 事業区域内の応急対策の立案及び実施に関する事。 3 所管施設の管理保全に関する事。
	住宅班	住宅整備推進課長	市営住宅管理課長 市営住宅建替推進課長	1 市営住宅等の被害状況の把握に関する事。 2 市営住宅等に係る応急対策の立案に関する事。 3 住宅の応急修理に関する事。 4 災害復興住宅資金等の融資に関する事。 5 応急仮設住宅の建設に関する事。 6 市営住宅等の緊急入居計画に関する事。
	建築宅地調査班	建築管理課長	建築指導課長 建築審査課長 宅地企画指導課長 宅地審査課長	1 家屋、建物の被害状況の把握に関する事。 2 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 3 被災建築物のうち保安上危険な建物に関する事。 4 応急危険度判定士ボランティア及び他自治体からの応援職員の受入に関する事。

		械設備]	調整に関すること。 7 道路啓開の総合調整に関すること。 8 占用物件の復旧調整に関すること。 9 所管施設の管理保全に関すること。 10 区本部道路公園班との連絡調整に関すること。
河川班	河川課長		1 河川情報の収集及び伝達に関すること。 2 水防警報及び洪水予報の受信及び伝達に関すること。 3 河川及び水路の被害情報の収集及び伝達に関すること。 4 河川及び水路の応急対策及び復旧対策の立案・調整に関すること。 5 国土交通省、県等河川に係る関係機関との連絡調整に関すること。 6 所管施設の管理保全に関すること。 7 区本部道路公園班との連絡調整に関すること。
自転車対策班	自転車利活用推進室担当課長〔放置対策〕	自転車利活用推進室担当課長〔活用推進〕	1 所管施設の被害状況の把握に関すること。 2 所管施設の管理保全に関すること。
事務所班〔各区道路公園班所管事務を除く〕	各都市基盤整備事務所長		1 工事施行箇所の安全確保に関すること。 2 管内の道路・橋りょう・河川等の被害状況の把握及び伝達に関すること。
緑政班	みどりの保全整備課長	みどり・多摩川協働推進課長 みどり・多摩川協働推進課担当課長〔みどりの協働〕	1 特別緑地保全地区等の被害状況調査及び災害復旧計画に関すること。 2 区本部道路公園班との連絡調整に関すること。
公園管理・多摩川班	みどりの管理課長	みどりの保全整備課担当課長〔維持・調整〕 みどりの事業調整課長 みどりの事業調整課担当課長〔計画調整〕 富士見・等々力緑地再編整備室担当課長〔事業調整〕	1 公園緑地、街路樹、多摩川緑地等の被害状況調査及び災害復旧計画に関すること。 2 所管施設及び工事箇所等の災害予防及び復旧に関すること。 3 施設利用者に対する避難、誘導及び情報の伝達に関すること。 4 区本部道路公園班、霊園事務所班、動物園班、生田緑地整備事務所班との連絡調整に関すること。
霊園事務所班	霊園事務所長		1 所管施設及び工事箇所等の災害予防及び復旧に関すること。 2 墓地の管理保全に関すること。 3 施設利用者に対する避難、誘導に関すること。 4 施設利用者に対する情報の伝達に関すること。
動物園班	夢見ヶ崎動		1 所管施設及び工事箇所等の災害予防及

		物公園長		<ul style="list-style-type: none"> び復旧に関すること。 2 施設利用者に対する避難、誘導に関すること。 3 施設利用者に対する情報の伝達に関すること。 4 飼育動物の安全確保に関すること。
	生田緑地整備事務所班〔各区道路公園班所管事務を除く〕	生田緑地整備事務所長		<ul style="list-style-type: none"> 1 施設利用者に対する避難、誘導に関すること。 2 施設利用者に対する情報の伝達に関すること。 3 区本部道路公園班との連絡調整に関すること。

港湾部

港湾部長 港湾局長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
港湾振興部長 港湾経営部長 川崎港管理センター所長 川崎港管理センター副所長 その他局長が指定する職員	庶務班	庶務課長	誘致振興課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 4 災害関連情報の統括に関すること。 5 部関連被害状況の集約に関すること。 6 部応急対策活動の集約に関すること。 7 部内職員の動員に関すること。 8 部内職員の厚生に関すること。 9 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 10 所管施設の管理保全に関すること。 11 緊急通行車両の手続きに関すること。 12 部の予算経理に関すること。 13 他の班の所管に属さないこと。 14 その他特命事項に関すること。
	経営企画班	経営企画課長	整備計画課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管区域内の港湾施設及び海岸保全施設等の被害状況の把握に関すること。 2 所管施設の財産管理に関すること。 3 港湾施設及び海岸保全施設等の応急対策の立案に関すること。 4 港湾施設及び海岸保全施設等の災害復旧計画の策定に関すること。
	港営班	港湾管理課長	港営課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管区域内の港湾施設及び海岸保全施設等の被害状況の調査・報告に関すること。 2 防潮扉の開閉に関すること。 3 入出港船舶の緊急調整に関すること。 4 在港船舶への退避等の通報に関すること。 5 川崎港における救援物資の受け入れ、輸送及び保管場所の確保等に関すること。 6 応急対策活動に必要な資機材の保全管理・調達に関すること。
	復旧班	整備課長	設備課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 港湾施設及び海岸保全施設等の被害状況の調査・報告に関すること。 2 港湾施設及び海岸保全施設等の応急対策並びに復旧計画の実施に関すること。 3 電気及び機械設備等の点検整備並びに被害状況の調査・報告に関すること。 4 電気及び機械設備の応急対策並びに復旧対策の立案・実施に関すること。

臨海部国際戦略部

臨海部国際戦略部長 臨海部国際戦略本部長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
事業推進部長 成長戦略推進部長 拠点整備推進部長 戦略拠点推進室長 その他本部長が指定する職員	庶務班	事業推進部担当課長〔企画調整〕	事業推進部担当課長〔広域事業・プロモーション〕	1 部の庶務に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 4 災害関連情報の統括に関すること。 5 部関連被害状況の集約に関すること。 6 部応急対策活動の集約に関すること。 7 部内職員の動員に関すること。 8 部内職員の厚生に関すること。 9 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 10 所管施設の管理保全に関すること。 11 緊急通行車両の手続きに関すること。 12 部の予算経理に関すること。 13 部災害応急対策計画の策定に関すること。 14 部災害復旧計画の策定に関すること。 15 その他特命事項に関すること。
	調査班	事業推進部担当課長〔臨海部企業連携〕	成長戦略推進部担当課長〔戦略推進〕 拠点整備推進部担当課長〔土地利用〕 戦略拠点推進室担当課長〔戦略拠点形成〕	臨海部事業所等の被害状況の情報収集及び伝達に関すること。
	キングスカイフロントマネジメントセンター班	キングスカイフロントマネジメントセンター所長	成長戦略推進部担当課長〔連携推進〕	殿町立地事業所等の被害状況の情報収集及び伝達に関すること。

会計部

会計部長 会計室長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
審査課長 その他室長が指定する職員	庶務班	審査課長		1 部の庶務に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 4 災害関連情報の統括に関すること。 5 部関連被害状況の集約に関すること。 6 部応急対策活動の集約に関すること。 7 部内職員の動員に関すること。 8 部内職員の厚生に関すること。 9 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 10 所管施設の管理保全に関すること。 11 他の班の所管に属さないこと。 12 部災害応急対策計画の策定に関すること。 13 部災害復旧計画の策定に関すること。

				14 その他特命事項に関する事。
	出納班	出納課長		1 義援金の口座開設に関する事。 2 義援金の出納及び保管に関する事。 3 銀行との連絡調整に関する事。 4 災害時の出納及び保管に関する事。 5 災害時の支払資金の調達に関する事。 6 財務会計システムの保全に関する事。

上下水道部

上下水道部長 上下水道事業管理者

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
担当理事 〔事業統括〕 経営戦略・危機管理室長 総務部長 総務部担当部長〔財務担当〕 サービス推進部長 水道部長 水管理センター所長 下水道部長 下水道部担当部長〔下水道施設担当〕 その他上下水道事業管理者が指定する職員	本部班	経営戦略・危機管理室担当課長〔危機管理〕	担当課長〔経営戦略・企画調整〕	1 部の災害対策活動の総括に関する事。 2 部内各班の連絡調整に関する事。 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関する事。 4 災害関連情報の統括に関する事。 5 部被害状況の集約に関する事。 6 部災害対策活動の集約に関する事。 7 その他特命事項に関する事。
	庶務班	庶務課長	労務課長 情報管理課長 財務課長 管財課長	1 部の庶務に関する事。 2 部内職員の動員に関する事。 3 部内職員の厚生に関する事。 4 部内職員等の安否確認及びり災状況の把握に関する事。 5 所管施設の管理保全に関する事。 6 緊急通行車両の手続きに関する事。 7 事業用車両の稼働状況等の把握に関する事。 8 応急復旧用資器材の確保に関する事。 9 部の予算経理に関する事。 10 国及び一般会計との会計処理に関する事。 11 日本水道協会等との連絡調整に関する事。 12 他の班の所管に属さないこと。
	広報班	サービス推進課長	サービス推進課担当課長〔広報戦略〕	1 市民、報道機関等への広報及び災害記録に関する事。 2 お客さまセンターとの連絡調整に関する事。 3 入江崎余熱利用プールにおける指定管理者との連絡調整に関する事。 4 鷺沼ふれあい広場における委託団体との連絡調整に関する事。
	水道指揮班	水道管理課長	水道管理課担当課長〔危機管理・調整〕 水道計画課長 工業用水課長	1 担当の災害対策活動の総括に関する事 2 水道施設の被害状況及び減・断水状況の全体把握に関する事。 3 送・配水管復旧計画の策定に関する事。 4 給水装置復旧計画の策定及び実施に関する事。 5 厚生労働省・経済産業省等関係機関との連絡調整に関する事 6 応援要請及び受入計画の策定に関する事
	水道管路復旧班	水道管路課長		1 送・配水管及び給水装置の被害状況の把握に関する事。 2 水道管路復旧隊の災害対策活動の総括に関する事。
水道管路復旧隊	水道整備課長		1 送・配水管復旧工事の施工に関する事。 2 給水装置の応急復旧及び復旧計画の実施	

	第2配水工 事事務所長 第3配水工 事事務所長		に関すること。
配水調整班	水運用セン ター所長		1 水源及び取水状況に係る情報収集に關 すること。 2 配水所、配水池、配水塔及び配水制御設 備の被害状況の把握に関すること。 3 緊急配水調整及び配水計画の策定に關 すること。 4 緊急配水調整及び配水計画に基づく配 水池等の運転操作・管理に関すること。 5 水源の確保及び水運用計画の立案に關 すること。
水道施設復 旧班	水道施設管 理課長		1 水道建物施設の被害状況の把握に關す ること。 2 取水・導水施設並びに配水池及び配水塔 の被害状況の把握に関すること。 3 応援要請及び受入計画の策定に關する こと。 4 水道施設復旧隊の災害対策活動の総括に 関すること。
水道施設復 旧隊	水道施設管 理課担当課 長〔施設維 持担当〕	施設整備課 長	1 水道建物施設の復旧計画の策定及び実施 に関すること。 2 取水・導水・浄水施設並びに配水池及び 配水塔の復旧工事計画の策定及び実施に 関すること。
浄水場管理 班	浄水課長		1 浄水施設の被害状況の把握に関するこ と。 2 浄水場管理隊の災害対策活動の総括に關 すること。
浄水場管理 隊	浄水課長 生田浄水場 長		1 浄水施設の復旧工事の施工に関するこ と。 2 浄水場の運転管理に関すること。
水道水質班	水道水質課 長	担当課長 〔計画・調 整〕	1 水源及び各浄水場の水質に係る情報収 集及び水質管理に関すること。 2 水質監視計画の策定に関すること。
応急給水班	給水装置課 長	営業課長	1 応急給水計画の策定に関すること。 2 災害時における協定書に基づき、検針委 託会社に協力の要請を行うこと。 3 応急給水隊の災害対策活動の総括に關 すること。
給水タンク 車隊	水道整備課 長 第2配水工 事事務所長 第3配水工 事事務所長		給水タンク車による運搬給水の実施に 関すること。
応急給水隊	各サービス センター所 長		応急給水作業に関すること。
下水道指揮 班	下水道管理 課担当課長 〔危機管 理・調整〕	下水道管理 課長 下水道計画 課長 担当課長 〔計画調 整〕	1 担当の災害対策活動の総括に關するこ と 2 災害関連情報の収集及び伝達に關する こと。 3 下水道施設の被害状況の把握に關する こと。 4 下水道施設の災害復旧計画の策定に關

		担当課長 〔技術開発 担当〕	<p>すること。</p> <p>5 国土交通省・県・下水道協会等関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>6 支援隊集積基地・加瀬ふれあいの広場の調整に関すること。</p>
下水道管路 対策班	管路保全課 長	下水道管路 課長	<p>1 下水道管きよの被害状況の把握に関すること。</p> <p>2 下水道事務所隊の災害対策活動の総括に関すること。</p>
下水道施設 対策班	施設保全課 長	施設課長 下水道水質 課長	<p>1 下水道施設の被害状況の把握に関すること。</p> <p>2 下水道施設の応急対策及び復旧に関すること。</p> <p>3 下水道センター隊の災害対策活動の総括に関すること。</p>
下水道事務 所隊	各下水道事務 所管理課長 各下水道管 理事務所長	各下水道事務 所工事課 長	<p>1 下水道施設及び下水道建設工事箇所の災害予防及び下水管きよ施設等の応急対策、復旧に関すること。</p> <p>2 下水道施設及び下水管きよ等の災害状況調査及び報告に関すること。</p> <p>3 資器材の保全管理に関すること。</p>
下水道セン ター隊	各水処理セン ター所長	担当課長 〔操作〕	<p>1 下水道施設の災害状況の調査及び報告に関すること。</p> <p>2 下水道施設の災害応急対策及び復旧に関すること。</p> <p>3 資器材の保全管理に関すること。</p>

交通部

交通部長 交通局長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
企画管理部 長 自動車部長 その他局長 が指定する 職員	庶務班	庶務課長	経営企画課 長 経理課長	<p>1 部の庶務に関すること。</p> <p>2 部内各班の連絡調整に関すること。</p> <p>3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>4 災害関連情報の統括に関すること。</p> <p>5 部関連被害状況の集約に関すること。</p> <p>6 部応急対策活動の集約に関すること。</p> <p>7 部内職員の動員に関すること。</p> <p>8 部内職員の厚生に関すること。</p> <p>9 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。</p> <p>10 所管施設の管理保全に関すること。</p> <p>11 緊急通行車両の手続きに関すること。</p> <p>12 部の予算経理に関すること。</p> <p>13 部災害応急対策計画の策定に関すること。</p> <p>14 部災害復旧計画の策定に関すること。</p> <p>15 他の班の所管に属さないこと。</p> <p>16 その他特命事項に関すること。</p>
	管理班	管理課長		<p>1 所管施設の応急対策及び復旧工事の実施に関すること。</p> <p>2 乗客の安全確保に関すること。</p>
	運輸班	運輸課長	安全・サー ビス課長	<p>1 バス緊急輸送計画の立案及び実施に関すること。</p> <p>2 バス運行状況の把握に関すること。</p> <p>3 バス集結場所の指示及び変更に関すること。</p>
	営業所班	各営業所長		<p>1 バスによる緊急輸送の実施に関すること。</p>

				2 バス車両の保全管理に関する事 3 乗客の安全に関する事 4 所管施設の管理保全に関する事
--	--	--	--	--

病院部

病院部長 病院局長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
総務部長 経営企画室 長 その他局長 が指定する 職員	庶務班	庶務課長	経営企画室 担当課長	1 部の庶務に関する事。 2 部内各班の連絡調整に関する事。 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関する事。 4 災害関連情報の統括に関する事。 5 部関連被害状況の集約に関する事。 6 部応急対策活動の集約に関する事。 7 部内職員の動員に関する事。 8 所管施設の管理保全に関する事。 9 部内職員の厚生に関する事。 10 市立病院の被害状況の把握に関する事。 11 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関する事。 12 緊急通行車両の手続きに関する事。 13 部災害応急対策計画の策定に関する事。 14 部の予算経理に関する事。 15 部災害復旧計画の策定に関する事。 16 他の班の所管に属さない事。 17 その他特命事項に関する事。
	川崎病院隊 井田病院隊	各病院長	各副院長	1 入院患者及び負傷者の医療、助産及び救護に関する事。 2 医療救護班の派遣協力に関する事。 3 病院施設の機能保全に関する事。 4 医薬品、器材等の調達に関する事。 5 病院施設内の安全確保に関する事。

消防部

消防部長 指揮本部長 消防局長

方面指揮本部長 消防署長

消防指揮本部

副本部長	統括者	班名	班長	任務	担当業務
警防部長 その他局長 が指定する 職員	警防課長	指揮班	警防係長	指揮統括 作戦 分析 救助	1 消防指揮本部の設置発令に関する事。 2 動員の発令に関する事。 3 災害現場との連絡調整等に関する事。 4 消防隊等の運用に関する事。 5 応援消防隊等の要請に関する事。(関係書類の作成を含む。) 6 応援消防隊等の運用等に関する事。 7 避難対策に関する事。 8 作戦会議の運用に関する事。
	救急課長	救急班	救急管理 係長	救急統括 調整	1 救急対策に関する事。(病院調査を含む。) 2 救急資機材に関する事。 3 応急救護所の設置・運用に関する事。

					4 応援救急隊との連絡調整に関する こと。 5 救急に関する即報の作成に関する こと。
	航空隊長	航空班	航空救助 係長	航空統括 運航管理	1 航空隊及び応援航空隊の指揮及び 運用に関すること。 2 臨時着陸場の選定及び基幹臨時離 着陸場の管理運用に関すること。 3 航空機による広報及び情報収集に 関すること。 4 航空情報（ノータム）発出の要請 及び航空臨時情報に関すること。
	指令課長	通信班	（正）指令 課当直担 当課長（指 令統制担 当） （副）指令 課当直以 外担当課 長（指令統 制担当）	通信統括 施設	1 消防指揮本部の通信施設設置及び 管理に関すること。 2 消防通信の運用及び統制に関する こと。 3 気象情報の収集伝達に関するこ と。 4 応援消防隊等の消防通信の運用及 び統制に関すること。
総務部長 その他局 長が指定 する職員	庶務課長	庶務班	庶務係長	調整統括 報道 災害記録	1 市三役、議会、国、県等関係機関 との連絡調整に関すること。 2 応援消防隊等の宿泊施設の確保に 関すること。 3 応援消防機関との連絡調整に関す ること。 4 報道対応及び情報提供に関するこ と。 5 災害記録に関すること。
	施設装備 課長	調達班	担当係長 〔施設〕	調達統括	1 警防資機材、燃料、食料、飲料水 の調達及び供給に関すること。 2 庁舎等施設の保守に関すること。 3 消防機械等の応急修理・整備に関 すること。
	人事課長	人事班	人事係長	人事統括 労務管理	1 職・団員の動員及び参集状況の把 握に関すること。 2 職・団員及び応援消防隊員等の労 務管理並びに輸送に関すること。 3 職・団員の安全衛生に関すること。
予防部長 その他局 長が指定 する職員	予防課長	調査班	予防係長	調査統括 報告	1 原因調査等に関すること。 2 火災等即報の作成に関すること。 3 消防相談に関すること。
	査察課長	情報班	査察計画 係長	情報統括 報告	1 各種情報の収集に関すること。 2 各方面の報告事項の統括に関する こと。
	保安課長	集計班	担当係長 〔危険物〕	集計統括 被害	1 災害活動状況の集計に関するこ と。 2 被害状況の集計に関すること。 3 危険物関係の即報に関すること。
局長が指 定する職 員	総務部担 当課長〔企 画担当〕	派遣班	計画係長	連絡・調整	市災害対策本部、神奈川県庁（緊急 消防援助隊関係）、神奈川県石油コ ンビナート等防災本部等との連絡調 整に関すること。

方面指揮本部

副本部長	統括者	班名	班長	担当業務
署担当課長	（正）当直警	指揮班	（正）当直警	1 方面指揮本部の開設に関するこ

〔警防統括担当〕	防課長 (副)非直警防課長		防係長 (副)非直警防係長	と。 2 動員の命令に関する事 3 消防隊等及び消防団の指揮、運用に関する事 4 消防通信の運用及び統制に関する事 5 応援要請に関する事 6 応援消防隊等の活動に関する事 7 臨時着陸場の支援に関する事 8 消防ボランティアの活動に関する事
		調査班	(正)当直調査係長 (副)非直調査係長	1 災害情報の収集に関する事 2 被害状況の調査に関する事
		救護班	(正)当直救急係長 (副)非直救急係長	1 応急救護所の開設及び運営に関する事 2 救急救護に関する事 3 医療機関等の情報収集及び連絡に関する事 4 応援救急隊の活動に関する事
副署長	予防課長	調整班	予防係長	1 消防指揮本部への報告の統括に関する事 2 区本部及びその他関係機関との連絡調整に関する事 3 応援消防隊等の宿泊施設の運営に関する事
		庶務班	庶務係長	1 方面指揮本部の開設準備及び庁内対応班の連絡調整に関する事 2 職・団員の動員及び参集状況の把握に関する事 3 報道対応に関する事 4 災害広報に関する事 5 災害記録に関する事 6 警防資機材、燃料等の調達、食糧、飲料水の調達及び供給に関する事 7 職・団員及び応援消防隊員の労務管理に関する事 8 消防団指揮本部に関する事
		情報班	(臨港署)危険物係長 (川崎～麻生署)危険物・査察係長	1 災害活動状況の集計に関する事 2 被害状況の集計に関する事

教育部

教育部長 教育委員会事務局教育次長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
総務部長 教育政策室長 教育環境整備推進室長 職員部長 学校教育部長 健康給食推	庶務班	庶務課長	教育政策室 担当課長 〔企画調整〕	1 部の庶務に関する事 2 部内各班の連絡調整に関する事 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関する事 4 災害関連情報の統括に関する事 5 部関連被害状況の集約に関する事 6 部応急対策活動の集約に関する事 7 部内職員の動員に関する事 8 職員等の安否確認及びり災状況の把握

進室長 生涯学習部 長 その他教育 委員会事務 局教育次長 が指定する 職員				<p>に関する事。</p> <p>9 緊急通行車両の手続きに関する事。</p> <p>10 部の予算経理に関する事。</p> <p>11 部災害応急対策計画の策定に関する事。</p> <p>12 部災害復旧計画の策定に関する事。</p> <p>13 他の班の所管に属さない事。</p> <p>14 その他特命事項に関する事。</p>
	教育施設班	教育環境整備推進室担当課長〔環境整備〕	学事課長	<p>1 教育関連施設の被害状況の把握に関する事。</p> <p>2 教育関連施設に係る応急対策の立案及び実施に関する事。</p> <p>3 教材、学用品の調達に関する事。</p> <p>4 応急プレハブ教室の確保に関する事。</p> <p>5 児童生徒の転出入に関する事。</p> <p>6 就学援助に関する事。</p>
	職員班	教職員企画課長	教職員人事課長 給与厚生課長	<p>1 教職員の被害状況に関する事。</p> <p>2 教職員の服務に関する事。</p> <p>3 非常勤講師等の任用に関する事。</p> <p>4 部内職員の公務災害認定に関する事。</p> <p>5 所管施設の管理保全に関する事。</p> <p>6 部内職員の厚生に関する事。</p> <p>7 部内職員の安全衛生に関する事。</p> <p>8 部内職員の健康管理に関する事。</p> <p>9 部内職員のメンタルヘルスケアに関する事。</p>
	学校教育班	指導課長	支援教育課長 健康教育課長	<p>1 児童生徒の安否に関する事。</p> <p>2 臨時休業措置に関する事。</p> <p>3 学校施設への避難状況の把握に関する事。</p> <p>4 避難所運営会議と学校との連絡調整に関する事。</p> <p>5 授業再開計画に関する事。</p> <p>6 医療活動拠点としての施設使用に係る連絡調整に関する事。</p> <p>7 負傷児童及び生徒の応急救護に関する事。</p> <p>8 児童生徒の心理的ケアに関する事。</p>
	健康給食班	健康給食推進室担当課長〔企画〕	健康給食推進室担当課長〔学校給食〕	<p>1 学校給食に関する事</p> <p>2 所管施設の管理保全に関する事</p>
	生涯学習班	生涯学習推進課長	地域教育推進課長 文化財課長	<p>1 所管施設の管理保全に関する事。</p> <p>2 施設利用者に対する避難、誘導に関する事。</p> <p>3 生涯学習財団との連絡調整に関する事。</p> <p>4 文化財の保護に関する事。</p>
	総合教育センター班	総合教育センター所長	総務室長	所管施設の管理保全に関する事。

第1応援部

第1応援部長 市民オンブズマン事務局長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
事務局担当課長〔市民オンブズマ	庶務班	事務局担当係長〔市民オンブズマ		<p>1 部の庶務に関する事。</p> <p>2 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関する事。</p>

ン] その他事務 局長が指定 する職員		ン 調査支 援]	3 災害関連情報の統括に関する事 4 部関連被害状況の集約に関する事 5 部応急対策活動の集約に関する事 6 部内職員の動員に関する事 7 部内職員の厚生に関する事 8 職員等の安否確認及びり災状況の把握 に関する事 9 所管施設の管理保全に関する事 10 部の予算経理に関する事 11 部災害応急対策計画の策定に関する 事 12 部災害復旧計画の策定に関する事 13 緊急を要する他の部への応援に関する 事 14 区本部への職員の派遣に関する事 15 その他特命事項に関する事
------------------------------	--	-------------	--

第2 応援部

第2 応援部長 選挙管理委員会事務局長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
選挙部長 その他局長 が指定する 職員	庶務班	選挙課長		1 部の庶務に関する事 2 本部、区本部、その他関係機関との連絡 調整に関する事 3 災害関連情報の統括に関する事 4 部関連被害状況の集約に関する事 5 部応急対策活動の集約に関する事 6 部内職員の動員に関する事 7 部内職員の厚生に関する事 8 職員等の安否確認及びり災状況の把握 に関する事 9 所管施設の管理保全に関する事 10 部の予算経理に関する事 11 部災害応急対策計画の策定に関する 事 12 部災害復旧計画の策定に関する事 13 緊急を要する他の部への応援に関する 事 14 区本部への職員の派遣に関する事 15 その他特命事項に関する事

第3 応援部

第3 応援部長 監査事務局長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
行政監査課 長 その他局長 が指定する 職員	庶務班	財務監査課 長		1 部の庶務に関する事 2 本部、区本部、その他関係機関との連絡 調整に関する事 3 災害関連情報の統括に関する事 4 部関連被害状況の集約に関する事 5 部応急対策活動の集約に関する事 6 部内職員の動員に関する事 7 部内職員の厚生に関する事 8 職員等の安否確認及びり災状況の把握 に関する事 9 所管施設の管理保全に関する事 10 部の予算経理に関する事 11 部災害応急対策計画の策定に関する 事 12 部災害復旧計画の策定に関する事

				13 緊急を要する他の部への応援に関する こと。 14 区本部への職員の派遣に関する こと。 15 その他特命事項に関する こと。
--	--	--	--	--

第4 応援部

第4 応援部長 人事委員会事務局長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
調査課長 その他局長 が指定する 職員	庶務班	任用課長	調査課担当 係長	1 部の庶務に関する こと。 2 本部、区本部、その他関係機 関との連絡調整に関する こと。 3 災害関連情報の統括に関 する こと。 4 部関連被害状況の集約に 関 する こと。 5 部応急対策活動の集約に 関 する こと。 6 部内職員の動員に関 する こと。 7 部内職員の厚生に関 する こと。 8 職員等の安否確認及び り 災 災 況 の 把 握 に 関 する こ と。 9 所管施設の管理保全に 関 する こ と。 10 部の予算経理に関 する こ と。 11 部災害応急対策計画の 策 定 に 関 する こ と。 12 部災害復旧計画の策定 に 関 する こ と。 13 緊急を要する他の部へ の 応 援 に 関 する こ と。 14 区本部への職員の派 遣 に 関 する こ と。 15 その他特命事項に関 する こ と。

議会部

議会部長 議会局長

副部長	班	班長	副班長	事務分掌
総務部長 議事調査部 長 その他局長 が指定する 職員	庶務班	庶務課長	議事課長 政策調査課 長	1 部の庶務に関する こと。 2 本部、区本部、その他関係機 関との連絡調整に関する こ と。 3 災害関連情報の統括に関 する こ と。 4 部関連被害状況の集約に 関 する こ と。 5 部応急対策活動の集約に 関 する こ と。 6 部内職員の動員に関 する こ と。 7 部内職員の厚生に関 する こ と。 8 職員等の安否確認及び り 災 災 況 の 把 握 に 関 する こ と。 9 所管施設の管理保全に 関 する こ と。 10 部の予算経理に関 する こ と。 11 部災害応急対策計画の 策 定 に 関 する こ と。 12 部災害復旧計画の策定 に 関 する こ と。 13 川崎市議会大規模災害 対 応 指 針 に 関 する こ と。 14 その他特命事項に関 する こ と。

別表第2 (第5条関係)

区本部

区本部長 区長

区副本部長 副区長 その他区長が指定する職員

班	班長	副班長	事務分掌
区本部事務	危機管理担		1 区本部の設置、区本部会 議の開催に関する こ と。

局	当課長		<ol style="list-style-type: none"> 2 市本部及び関係機関との連絡調整に関すること。 3 応急復旧計画に関する立案及び実施に関すること。 4 避難勧告及び指示、警戒区域等に関すること。 5 区職員の動員の調整に関すること。 6 その他特命事項に関すること。
庶務班	総務課長	区民センター室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 区本部の設置及び区本部会議開催に向けた設営に関すること。 2 参集動員及び職員の安否（被災含む）の確認に関すること。 3 区職員の厚生に関すること。 4 応援職員の受け入れや配備に関すること。 5 庁舎及び所管施設、所管車両の管理保全に関すること。 6 緊急通行車両の手続きに関すること。 7 予算経理に関すること。 8 他の班への応援に関すること。
情報広報班	企画課長		<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報・災害関連情報等の収集・伝達・記録に関すること。 2 区内の被害状況及び各班の応急対策活動に関する情報の集約に関すること。 3 ライフライン及び交通機関の情報収集に関すること。 4 報道対応に関すること。 5 災害関連情報の広報に関すること。 6 区民からの電話対応（コールセンター機能、総合窓口）に関すること。 7 他の班への応援に関すること。
地域支援班	地域振興課長	生涯学習支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティアセンターの運営に関すること。 2 帰宅困難者の支援に関すること。 3 区本部事務局の支援に関すること。 4 他の班への応援に関すること。
保健衛生・福祉班	地域支援課長〔保健衛生班長〕※項目1～13,20 高齢・障害課長〔福祉班長〕※項目14～20	地域ケア推進課長 衛生課長 児童家庭課長 健康福祉ステーション 地域支援・児童家庭担当課長 健康福祉ステーション 高齢・障害担当課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護所の設置及び運営に関すること。 2 傷病者の搬送受入れ及び救護班派遣等の調整に関すること。 3 医薬品・器材等の調達に関すること 4 医師会・歯科医師会・薬剤師会等との連絡調整に関すること。 5 避難所等の巡回診療に関する連絡調整に関すること。 6 飲料水及び食料品の衛生確保に関すること。 7 防疫用薬剤、器材の調達に関すること。 8 災害用選定井戸水の提供調整に関すること。 9 感染症対策に関すること。 10 犬及び特定動物の捕獲、動物の救護等に関すること。 11 避難所等における環境衛生に関すること。 12 災害救助法、生活再建支援法等の申請受付に関すること。 13 災害弔慰金、災害援護資金等に関すること。 14 要援護者のための二次避難所の設置及び運営に関すること。 15 要援護者の安全確保に関すること。 16 要援護者の状況調査に関すること。 17 災害時要援護者情報に関すること。 18 災害時精神保健医療相談対応に関すること。 19 二次避難所となる施設との連携に関すること。 20 他の班への応援に関すること。
被災者支援班	保護課長または保護第1課長	保険年金課長 区民課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定避難所の管理に関すること。 2 指定避難所の運営に関すること。 3 指定避難所への物資の供給に関すること。

		保護第2課長 区民センター 保険年金課長 健康福祉ステーション 保護課長	4 応急仮設住宅への入居募集に関する事 5 他の班への応援に関する事
道路公園班	道路公園センター担当 課長〔管理〕	道路公園センター担当 課長〔整備〕	1 管内の道路・橋りょう・河川・公園等の被害状況の把握及び伝達に関する事 2 管内の道路・橋りょう・河川等の警戒・監視に関する事 3 管内の道路・橋りょう・河川等の応急対策及び復旧に関する事 4 道路啓開の実施及び障害物・放置車両等の除去に関する事 5 かけ崩れ等の応急対策の実施に関する事 6 工事施工箇所及安全確保に関する事 7 所管施設の保全に関する事 8 緊急交通路、緊急輸送路に係る警察等との調整に関する事 9 所管施設及び工事箇所等の災害予防及び復旧に関する事 10 公園等施設利用者に対する情報伝達及び避難誘導に関する事 11 他の班への応援に関する事
各班連絡員			部内各班の連絡調整に関する事
罹災証明書発行チーム	保険年金課長	区民課長	罹災証明の申請受付及び発行に関する事
遺体安置所運営チーム		衛生課長 保護課長 区民課長 地域支援課長 地域ケア推進課長 地域振興課長	遺体安置所の開設及び運営に関する事

※支所については、以下のとおりの位置付けとする。

庶務班…区民センター庶務係、区民センター地域振興係

被災者支援班…区民センター住民記録・戸籍担当

区民センター住民記録・児童手当・就学担当

区民センター保険年金係

区民センター保険収納係

健康福祉ステーション保護課

保健衛生・福祉班…健康福祉ステーション（保護課以外）

※出張所については、地域支援班の位置付けとする。

別表第3（第7条関係）

構成		役割	事務分掌
事務局長	危機管理監	1 平常時における全庁的な危機管理体制の整備等に関する指揮 2 災害等への応	1 市本部の設営及び運営に関する事 2 応急対策上必要な各種情報の収集及び伝達に関する事 3 本部指令（本部長の指示及び本部員会議の決定事項）の伝達に関する事 4 応急対策計画の立案及び総合調整に

		急対策に係る実務の総括 3 複数部局で対応する必要のある対策に関する総合調整	関すること。 5 神奈川県、その他防災関係機関との情報受伝達及び各種報告に関すること。 6 自衛隊の応援要請及び受入に関すること。 7 各部・区本部、ライフライン機関との連絡調整に関すること。 8 防災行政無線の統制に関すること。 9 備蓄物資の活用にかかる総合調整に関すること。 10 災害復興に関すること。
事務局次長	危機管理本部危機管理部長 危機管理本部危機対策部長	1 危機管理監の補佐 2 危機管理監に事故があった場合の代理	11 災害対策基本法第46条第1項に定める災害予防に関すること。 12 初動対応にかかる当直及び宿日直体制に関すること。 13 災害救助法の適用に関すること。 14 その他特命事項に関すること。
事務局員	危機管理本部の職員及び各部に所属する職員のうちから事務局長が指名した者	1 平常時における危機管理体制の整備等の推進 2 初動対応及び応急対策等の推進	1 市本部、区本部及び各部等との情報連絡に関すること。 2 被害情報等の収集・伝達に関すること。 3 初動対応及び応急対策等に係る部及び区本部間の調整に関すること。
調整員	各部に所属する職員のうちから各部長が指名した者	1 初動対応及び応急対策等に係る連絡及び調整	

※第7条第3項に定めるとおり事務局が常設であることから、平時においては、「各部」を「各局」に読み替えるものとする。

別表第4（第7条関係）

班	
1	分析班
2	総務班
3	受援班
4	運用班
5	被災者支援班
6	広報班
7	ライフライン班

8 川崎市災害対策本部実施要綱【危機管理本部】

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市災害対策本部規程（平成17年川崎市災害対策本部訓令第1号）第11条の規定に基づき、川崎市災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関する事項、その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱における「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に定めるものをいう。

第2章 本部の開設準備

(本部の開設準備)

第3条 危機管理監は、本部を開設する必要が迫ったときは、危機管理本部員に対し第3庁舎7階の防災センターに常設されている「災害対策本部室」及び「災害対策本部事務局室」を本部として開設するため、室の使用停止等を含めた開設準備を実施しなければならない。

第3章 本部の設置等

(本部設置の伝達等)

第4条 危機管理監は、本部が設置されたときは、直ちに本部の設置を伝達しなければならない。

(1) 神奈川県知事

(2) 防災関係機関

2 区本部長は、区本部が設置されたときは、前項に準じ必要と認める機関等に区本部の設置を伝達しなければならない。

3 危機管理監は、本部が設置されたときは、各報道機関へ本部の設置を発表するとともに、防災行政無線等各種伝達手段を用いて市民に向け同様の発表をしなければならない。

(本部、区本部の標示の掲出)

第5条 危機管理監は、本部が設置されたときは、第3本庁舎入口及び7階防災センターに「川崎市災害対策本部」の標示を掲出する。

2 区本部長は、区本部が設置されたときは、庁舎入口に「川崎市〇〇区災害対策本部」の標示を掲出する。

(本部、区本部廃止の伝達等)

第6条 危機管理監は、本部が廃止されたときは、本部の掲示を撤収するとともに、本部設置の伝達等に準じて廃止の処理を実施するものとする。

2 区本部長は、区本部が廃止されたときは、前項と同様に廃止の処理を実施

するものとする。

第4章 本部の構成等

(本部の構成)

第7条 本部は、本部員会議、部、区本部及び事務局をもって構成する。

(本部会議)

第8条 本部会議は、災害に関する種々の情報等に基づき、災害対策活動の基本事項について審議して市の災害対策を総合的に決定し、被害の軽減に努めるために設置する。

2 本部会議の構成員は、次のとおりとする。

(1) 本部長 (市長)

(2) 副本部長 (副市長)

(3) 参与 (危機管理監、病院事業管理者及び教育長)

(4) 本部員 (参与を除き本部長が任命した職員)

3 本部長は、必要に応じ、本部会議に専門家等の出席を求め、助言を得ることができる。

4 本部員は、必要に応じ、本部会議に部員を随行させることができる。

(部)

第9条 各部は、本部会議の決定に基づき、分掌事務について、災害対策を実施するための情報等の収集や調整などに努め、災害対策活動を推進する。

2 部の構成員は、次のとおりとする。

(1) 部長 (本部員)

(2) 副部長 (部長が任命した職員)

(3) 部員 (部長が任命した職員)

(4) 各部調整員 (部長が任命した職員)

(区本部)

第10条 区本部長は、被災地での災害対策を実施するため、区本部会議を開催して、本部の決定事項に基づき、応急対策について審議策定し、応急活動を推進する。

2 区本部の構成員は、次のとおりとする。

(1) 区本部長 (区長)

(2) 区副本部長 (副区長及び区本部長の任命した職員)

(3) 区本部員 (各隊長及び区本部長の任命した職員)

(4) 区本部事務局員

3 区本部長は、必要に応じ、区本部会議に専門家等の出席を求め、助言を得ることができる。

(事務局)

第11条 本部の活動を速やかに実施するため、事務処理機関として本部に事務局を設置する。

2 事務局の構成員は、次のとおりとする。

(1) 事務局長（危機管理監）

(2) 事務局次長（危機管理本部危機管理部長及び危機管理本部危機対策部長）

(3) 事務局員（危機管理本部員及び事務局長が指名した職員）

(4) 本部調整員（各部長が指名した職員）

3 事務局の分掌事務を実施するため、川崎市災害対策本部規程別表4で定める班を設置する。

第5章 本部における通信等

(通信連絡)

第12条 本部設置時における通信連絡は、有線電話による他、総合防災情報システム等の情報機器を使用するものとする。ただし、有線電話及び通信回線途絶時については、無線電話、消防無線、通信要員及びその他の手法によるものとする。

(情報処理)

第13条 各種情報の伝達については、「川崎市災害対策本部情報処理の手引き」に基づき実施するものとし、各種情報の集約に使用する様式についても同手引きに定められた様式によるものとする。

2 部長等は、分掌事務に係わる活動状況等について、前項に規定する様式により事務局を経由して、適宜本部長に報告しなければならない。

第6章 服務等

(服務等)

第14条 職員は、本部が設置されたときには、通常業務の全部又は一部を中止し、災害対応業務に服すものとする。

2 部長等は、災害が長期にわたる場合の交代方法等をあらかじめ定めておかなければならない。

(服装)

第15条 災害対策活動に従事する職員の着用する被服等については、別に定める。

(当直勤務及び宿日直勤務)

第16条 川崎市災害対策本部規程第7条第3項に規定する常設の事務局に当直体制及び宿日直体制を敷き、当直勤務及び宿日直勤務をそれぞれ実施するものとする。

2 当直勤務及び宿日直勤務に関する事項、その他必要な事項はそれぞれ別に定める。

第7章 雑則

(準用)

第17条 川崎市災害警戒本部については、本規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(川崎市災害対策本部実施要綱の廃止)

2 川崎市災害対策本部実施要綱(昭和40年9月10日災害対策本部長決裁)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

9 川崎市災害警戒本部設置要綱【危機管理本部】

(趣旨)

第1条 この要綱は、市域に災害が発生し、又は発生のおそれのある場合で、川崎市災害対策本部を設置するまでに至らない段階で、本市関係機関が相互に連携し、総合的な予防・応急対策を実施するため設置する川崎市災害警戒本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 本部は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、市長が必要と認めた場合に設置する。

(災害警戒本部長等)

第3条 本部長は、災害警戒本部長（以下「本部長」という。）とし、危機管理を担当する副市長をもって充てる。

- 2 本部に、災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）及び災害警戒本部員（以下「本部員」という。）を置く。
- 3 副本部長は、危機管理監をもって充てる。
- 4 本部員は、市職員のうちから本部長が任命する。
- 5 本部長は、本部を総括し、副本部長及び本部員を指揮監督する。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部及び事務局の設置及び事務分掌)

第4条 本部長は、災害対策本部規程（平成17年災害対策本部訓令第1号）（以下「規程」という。）別表1のうちから、災害の種類及び規模並びに被害の程度等に応じ、必要な部を置く。なお、設置する部の事務分掌は、規程別表1を準用する。

- 2 本部に事務局を置く。なお、事務局の構成及び事務分掌は、規程別表3を準用する。
- 3 各部は、事務局等と緊密な連絡のもと、地域防災計画の定めるところにより災害予防及び応急対策を実施する。
- 4 本部に属しない局は、災害情報等の収集に努め、状況に応じて、速やかに災害予防及び応急対策活動を実施する。

(区本部の設置)

第5条 本部長は、災害の規模及び種類並びに被害の程度等により総合的な応急対策が必要と認める区に、区本部を置く。

- 2 区本部の長は、区本部長とし、区長をもって充てる。
- 3 区本部に、区副本部長を置き、区の職員のうちから区長が任命する。
- 4 区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときはその職務を代理する。
- 5 区本部に、区本部員を置き、区等の職員のうちから区長が任命する。
- 6 区本部の編成及び分掌事務は、規程別表第2のとおりとする。
- 7 区本部長は、区本部の事務を総括し、区副本部長及び区本部員を指揮監督する。
- 8 区本部長は、災害対策及び防災活動の実施に当たっては、警察署その他公共的団体等と常に密接な連携を保ち、相互の協力を図るものとする。
- 9 区本部長は、区本部を設置したときは、速やかに本部長に報告し、関係機関へ連絡するものとする。

(市長への報告)

第6条 本部長は、災害の状況を市長に報告しなければならない。

(市警戒本部等の廃止)

第7条 本部長及び区本部長は、川崎市災害対策本部を設置したとき、応急対策がおおむね終了したとき及び災害の発生のおそれが解消したと認められたときは、本部又は区本部を廃止するものとする。

(関係機関への通知等)

第8条 本部長及び区本部長は、本部及び区本部を設置又は廃止した場合、速やかに関係機関に通知又は連絡するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(川崎市風水害対策警戒本部等の設置に関する要綱の廃止)

2 川崎市風水害対策警戒本部等の設置に関する要綱(平成9年11月5日、9川建防第267号)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

10 川崎市東海地震警戒本部設置要綱【危機管理本部】

(趣旨)

第1条 この要綱は、東海地震注意情報が発表された場合に、地震災害に対し、本市関係機関が相互に連携し、総合的な予防対策を実施するため設置する川崎市東海地震警戒本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 本部は、東海地震注意情報が発表されたときに設置する。

(組織)

第3条 本部の長は、東海地震警戒本部長（以下「本部長」という。）とし、市長をもって充てる。

2 本部に東海地震警戒副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、副市長をもって充てる。

3 本部に東海地震警戒本部員（以下「本部員」という。）を置き、市職員のうちから本部長が任命する。

4 本部長は、本部を総括し、本部員を指揮監督する。

5 副本部長は、本部長を助け本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

7 その他の事項については、災害対策本部規程（平成17年災害対策本部訓令第1号）第2条～第7条を準用する。

(本部の廃止)

第4条 本部長は、災害対策本部を設置したとき、東海地震注意情報の解除に係る情報が発表されたときは、本部を廃止するものとする。

(関係機関への通知等)

第5条 本部長及び区本部長は、本部及び区本部を設置又は廃止した場合、速やかに関係機関に通知又は連絡するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

1 1 神奈川県石油コンビナート等川崎地区現地防災本部設置要綱

【危機管理本部】

(趣 旨)

第1条 この要綱は、神奈川県石油コンビナート等現地防災本部設置基準(以下「防災本部設置基準」という。)に定めるほか、川崎地区現地防災本部(以下「現地本部」という。)の設置、組織等について必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 市長は、神奈川県石油コンビナート等現地防災本部設置基準別表に基づき、特に必要と認めるときは、現地本部を開設するものとする。

(組 織)

第3条 現地本部の組織は、別表第1のとおりとする。

2 現地本部には、現地副本部長を置き、川崎市危機管理担当副市長をもって充て、現地本部長を補佐するとともに事故がある場合は、その職務を代理する。

3 現地本部員にやむを得ぬ事情がある場合には、自己の代理として所属職員を出席させることができるものとする。

4 現地本部長は、災害の態様により、別表1以外の現地本部員が必要と認める場合には、本部長に対し、その現地本部員の指名を要請するものとする。

5 現地本部員の他、現地本部に招集する関係機関は、原則として別表2のとおりとするが、さらに応急対策上必要と認める場合には、別表2以外の機関を招集することができるものとする

6 現地本部の事務局は、川崎市危機管理本部があたり、その長は、危機管理監とする。

(設置場所)

第4条 現地本部は、原則として川崎市役所本庁舎6階災害対策本部室に開設する。ただし、川崎市地域防災計画に基づく災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部において現地本部の事務を行うものとする。

(情報連絡体制)

第5条 災害時における情報連絡体制は、別表第3のとおりとする。

(解 散)

第6条 災害の危険がなくなつたと認めるとき、又は応急対策活動が完了したと認められ、現地本部を市長が解散しようとする場合には、その旨を本部長に報告する。

付 則

この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年5月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年11月6日から施行する。

別表第1(第3条関係)

神奈川県石油コンビナート等川崎地区現地防災本部構成員

構 成 員	機 関 名	本部長及び本部員	連 絡 員
現地本部長	川崎市	市長	危機管理監
現地副本部長	川崎市	危機管理担当副市長	
現地本部員	陸上自衛隊第31普通科連隊	連隊長	第3科長
〃	第三管区海上保安本部	本部長	川崎海上保安署専門官
〃	神奈川県警察本部	本部長	災害対策課長
〃	神奈川県	安全防災局長	工業保安課長
〃	川崎市港湾局	局長	庶務課長
〃	川崎市消防局	局長	庶務課長

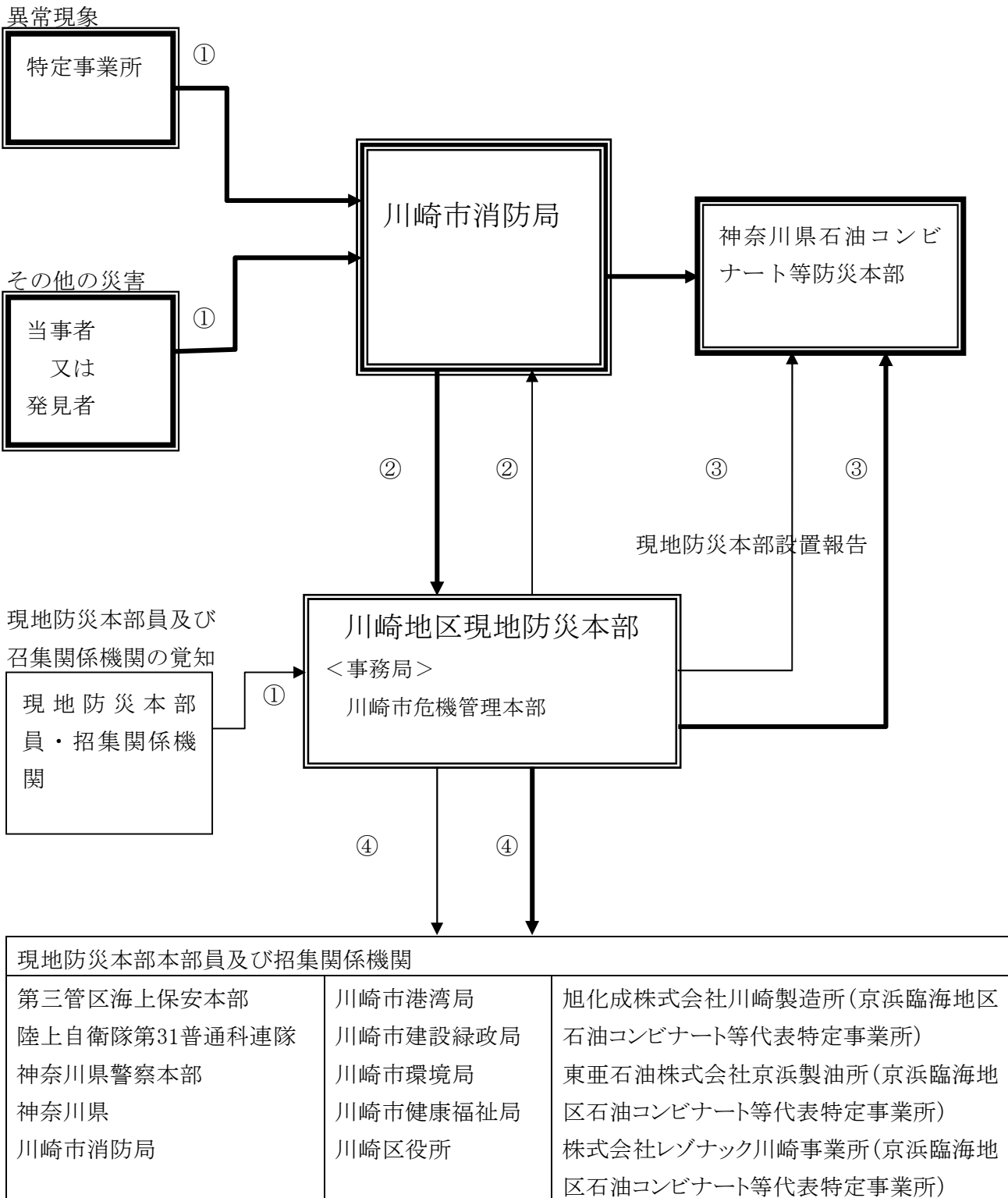
別表第2(第3条関係)

神奈川県石油コンビナート等川崎地区現地防災本部招集関係機関

機 関 名
川崎市環境局
川崎市健康福祉局
川崎市建設緑政局
川崎区役所
旭化成株式会社川崎製造所(京浜臨海地区石油コンビナート等代表特定事業所)
東亜石油株式会社京浜製油所(京浜臨海地区石油コンビナート等代表特定事業所)
株式会社レゾナック川崎事業所(京浜臨海地区石油コンビナート等代表特定事業所)

別表第3(第5条関係)

災害時における情報連絡体制



※ 情報連絡体制の確立を図るため、事務局は、別に情報連絡窓口(昼夜間)を把握することとする。

(第2条関係)

神奈川県石油コンビナート等現地防災本部設置基準別表

区分	基準
自然災害	<ol style="list-style-type: none">1. 大規模地震対策特別措置法第9条による「警戒宣言」が発表されたとき2. 関係市内(横浜市、川崎市)で震度5強以上の地震を観測したとき3. 気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島津波予報区に大津波警報、又は津波警報を発表したとき
事故災害	<ol style="list-style-type: none">1. 事業所において火災、爆発等が発生し、当該事業所又は共同防災組織、当該事業所を管轄する消防機関では対応が困難な場合2. 事業所において火災、爆発等が発生し、災害規模の拡大のおそれがある場合3. 事業所等の周辺に災害が発生し、事業所等に災害が拡大するおそれがある場合

[都市災害対策編 神奈川県石油コンビナート等防災計画 (抜粋)]

1 2 県・横浜・川崎・相模原 防災・危機管理対策推進協議会設置要綱

【危機管理本部】

(目的)

第1条 平成7年及び平成16年の県・横浜・川崎三首長懇談会における合意に基づき、首都圏の中核を占める神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市がそれぞれ取り組んでいる地域防災計画等の中で、都市地域における防災・危機管理対策の具体化を図り、さらに協調して対策の推進を図るため、県・横浜・川崎・相模原 防災・危機管理対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、都市地域における防災・危機管理対策の具体化を図るため、次の事項について協議を行う。

- (1) 災害発生時等における応急対策活動の相互の協力、支援の具体化策
- (2) 災害時等における、必要な空地、未利用地の確保、利用調整、情報の共有化
- (3) 石油コンビナート地区の防災対策
- (4) 都市直下型地震対策に係る制度の調査研究
- (5) 国民の保護に関する計画
- (6) その他防災・危機管理対策課題

(構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

(幹事会)

第4条 協議会に、その目的を達成するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成し、幹事会の座長は、神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課長が当たる。

(会計監事)

第5条 協議会の会計監事は、会長が協議会の同意を得て、横浜市総務局危機管理課職員、川崎市危機管理本部危機管理部職員及び相模原市危機管理局危機管理課職員のうちからそれぞれ各1名を毎年度選任する。

(会長)

第6条 協議会に会長を置く。

2 会長は、神奈川県くらし安全防災局防災部長をもってあてる。

(会議)

第7条 協議会の会議は会長が、幹事会は幹事会座長がそれぞれ必要に応じ招集する。

2 協議会の会長は、必要に応じて会議に、協議会の構成委員以外の関係者の出席を求めることができる。

3 協議会の会長は、必要に応じて作業部会を設置することができる。

(経費)

第8条 協議会の経費は、神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市が同額負担するものとする。

(会計監査)

第9条 協議会の会計監査は、年1回実施する。

2 会計監事は事務局に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成8年2月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年11月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年10月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年5月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年5月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年5月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

神奈川県	防災部長
横浜市	危機管理室長
川崎市	危機管理部長
相模原市	危機管理監

別表2（第4条関係）

神奈川県	危機管理防災課長
横浜市	危機管理課長
川崎市	企画担当課長
相模原市	危機管理課長

13 九都県市防災・危機管理対策委員会規約【危機管理本部】

第1 目的

九都県市防災・危機管理対策委員会（以下「委員会」という。）は、防災対策等の向上に資するため、九都県市の災害等に係る総合的な防災対策の共同研究、相互応援、合同防災訓練等について検討し、首脳会議に報告する。

第2 所掌事務

- (1) 災害等に係る総合的な防災対策に関する事項
- (2) 災害時相互応援に関する事項
- (3) 合同防災訓練に関する事項
- (4) その他、防災対策等で必要な事項

第3 組織及び運営

- (1) 委員会は、九都県市の防災担当部局長をもって構成する。
ただし、必要に応じてその他の部局長の意見を聞くことができる。
- (2) 委員会の委員長には、九都県市首脳会議を開催する都県市の防災担当部局長をあてる。

第4 部会の設置

委員会には次の部会を設置する。

- (1) 地震防災・危機管理対策部会
- (2) 合同防災訓練連絡部会
- (3) 新型インフルエンザ対策検討部会

第5 その他

- (1) 委員会に必要な経費は、九都県市首脳会議を開催する担当都県市が負担する。
- (2) この規定に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は、委員会に諮って定めるものとする。

第6 附 則

この規約は、平成8年4月9日に施行する。

この規約は、平成12年1月1日に施行する。

この規約は、平成14年12月1日に施行する。

この規約は、平成15年4月1日に施行する。

この規約は、平成17年5月18日に施行する。

この規約は、平成19年1月1日に施行する。

この規約は、平成19年6月29日に施行する。

この規約は、平成22年4月1日に施行する。

1 4 東海地震対策都縣市連絡協議会要綱【危機管理本部】

第1 設置及び趣旨

関係地方公共団体の密接な連携と協力により、想定される南海トラフ地震からの被害を最小限にとどめるため、東海地震対策都縣市連絡協議会（以下「連絡協議会」という）を設置する。

第2 構成及び運営

- 1 連絡協議会は、次の都都市の防災主管課をもって構成する。
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、横浜市、川崎市、名古屋市、千葉市、さいたま市、静岡市、浜松市、相模原市
- 2 連絡協議会は、必要に応じて分科会を設けることができる。
- 3 会議は、各団体の順次持ち回りで行うこととし、開催団体において主宰するものとする。

第3 連絡協議事項

連絡協議会は、次の事項について、連絡協議を行う。

- (1) 被害想定作成
- (2) 対策面での連絡協調体制
- (3) 応援体制
- (4) 地震予知調査への協力体制
- (5) その他の必要な事項

第4 その他

- 1 連絡協議会が必要と認める場合は、国その他関係機関の意見を求めることができる。
- 2 連絡協議会の運営上必要な事項は、その都度連絡協議会が定める。

附則

- 1 この要綱は、令和2年12月22日から適用する。

15 防災気象連絡会会則【危機管理本部】

(名称)

第1条 本会の名称を「防災気象連絡会」とする。

(目的)

第2条 本会は、横浜地方気象台と、横浜地方気象台が発表する防災気象情報を業務に活用している防災機関及び報道機関並びにその他の地域防災に係る関係機関が相互に理解を深めて連携を強化し、防災気象情報の迅速かつ的確な伝達、平常時における防災知識の普及、防災気象情報の内容に対する理解の促進等により、自然現象等に起因する災害の防止・軽減並びに災害が発生した場合の被害の拡大防止を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、横浜地方気象台が発表する防災気象情報を定常的に入手し、当該機関の業務に活用している神奈川県内の防災機関、報道機関並びにその他の地域防災に係る関係機関をもって構成する(別紙)。

(代表)

第4条 本会の代表は、横浜地方気象台次長をもってこれにあてる。

(出席者)

第5条 出席者は原則として実務担当者とする。

(事務局)

第6条 横浜地方気象台に事務局を置く。

(運営)

第7条

- (1) 開催等に係る諸事は事務局が行う。
- (2) 実務担当者間での情報交換や体制等の相互認識、防災知識や防災気象情報に関する相互理解を深めるため、定例的に「年1回」開催する。ただし、事務局が必要と認めた場合には臨時に開催することができる。
- (3) 会場は、事務局の選定した場所とする。
- (4) 運営に要する費用は、横浜地方気象台が負担する。但し、参加に必要な交通費等は除く。

(付則)

この会則は平成17年4月1日から実施する。

改正	平成17年5月27日	平成18年5月31日	平成21年6月16日
	平成23年5月31日	平成28年3月15日	平成30年6月6日
	令和3年12月10日	令和4年6月6日	令和5年6月9日
	令和6年6月7日		

防災気象連絡会構成機関

国土交通省関東運輸局
国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所
国土交通省関東地方整備局京浜港湾事務所
国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所
第三管区海上保安本部
横須賀海上保安部
横浜海上保安部
横浜地方气象台
神奈川県くらし安全防災局
神奈川県県土整備局河川下水道部
神奈川県県土整備局道路部
神奈川県警察本部警備部
神奈川県水産技術センター
神奈川県総合防災センター
横浜市環境創造局
横浜市港湾局港湾管理部
横浜市総務局危機管理室
横浜市消防局警防部
川崎市危機管理本部危機対策部
相模原市危機管理局
日本赤十字社神奈川県支部
ENEOS株式会社根岸製油所
東京電力パワーグリッド株式会社神奈川支店神奈川給電所
首都高速道路株式会社神奈川管理局
小田急電鉄株式会社
京浜急行電鉄株式会社
相模鉄道株式会社
東日本旅客鉄道株式会社横浜支社
東日本電信電話株式会社 神奈川事業部
株式会社アール・エフ・ラジオ日本
株式会社テレビ神奈川
横浜エフエム放送株式会社
日本放送協会横浜放送局
朝日新聞社横浜総局
神奈川新聞社
いであ株式会社
株式会社アース・ウェザー
株式会社サーフレジェンド
株式会社東洋信号通信社
株式会社日本気象コンサルティング・カンパニー
株式会社フランクリン・ジャパン
株式会社ライズシステム
株式会社サニースポット
株式会社メテオテック・ラボ
有限会社ウェザーメディア

16 京浜港台風対策協議会会則【港湾局川崎港管理センター港営課】

(設置、目的、名称)

第1条 京浜港（横浜区並びに川崎区に限る。以下同じ。）における台風等による海難事故を防止し、必要な対策を協議するため、京浜港台風対策協議会（以下「協議会」という）を横浜海上保安部に設ける。

(協議会の構成)

第2条 協議会は、会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、会員の互選により決定する。
- 3 会員は、別表1に掲げる機関・団体の代表者とする。
- 4 協議会に、会員の中から互選により選出された代表者で構成する代表者会を設置する。

(協議会及び代表者会の招集)

第3条 会長は次の場合に協議会を招集する。

- イ 定例会として、その年の台風来襲時期の前。
 - ロ 京浜港において、台風等の接近が予測される場合。
 - ハ 京浜港長から諮問があった場合。
 - ニ その他必要と認める場合。
- 2 会長は、前項ロ又はハの場合においては、会員の同意を得て協議会に代えて代表者会を招集することができる。
 - 3 会長は、台風の接近等に伴い緊急の対策を講ずる必要があるが、第1項及び第2項に定める会を招集する余裕がない場合、又は緊急の対策を講ずる必要が無いまでも会員に注意を促す必要があると認められる場合は、協議会又は代表者会に代えて代表者会会員と電話による協議を実施することができる。
 - 4 前2項による協議については、協議会による協議として取り扱う。

(協議会の業務)

第4条 協議会は、次の事項について調査検討し、必要な措置を協議する。

- 1 台風の進路及び影響の予測
- 2 京浜港における在泊船舶、木材、危険物荷役等の状況
- 3 警戒体制等の必要性及び発令時期
- 4 避難の方法
- 5 その他台風災害防止のため必要な措置

(警戒体制)

第5条 会長は、前条の協議にもとづき、別表2の警戒体制等の指導、勧告について京浜港長に建議する。

- 2 会員は、京浜港長が前項の警戒体制等について指導・勧告したときは、別表2の実施事項欄に定める措置の実施を推進する。

(通報及び周知)

第6条 警戒体制等の正確かつ迅速な伝達を確保するために、別表3に定める情報連絡経路に従い、速やかに警戒体制等の内容を通報するとともに、別表4に定める方法により警戒体制等の情報を周知する。

(避難時の留意事項)

第7条 防波堤外へ避難した船舶の錨地通報、当直体制の確保等避難時の留意事項を別表5のとおり定める。

(補則)

第8条 この会則に定めるもののほか、会長は協議会会員の了解を得て、協議会の運営に関し必要な事項を定めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、横浜海上保安部航行安全課において行う。

附 則

この会則は、昭和52年8月20日から実施する。

(中 略)

附 則

平成30年10月31日改正

17 東京湾排出油等防除協議会会則【危機管理本部】

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6の協議会として、東京湾において大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）排出事故が発生し、又はおそれがある場合の防除活動について、その連携を図り、必要な事項の協議を行うとともに、別表に掲げる管内排出油等防除協議会（以下「管内協議会」という。）の防除活動の総合調整を行うことを目的とする。

(会の名称)

第2条 この協議会の名称は、「東京湾排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）という。

(協議会の業務)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

- 1 東京湾排出油等防除計画の協議
- 2 管内協議会会員が行う防除活動の連携についての総合調整
- 3 排出油等の防除に必要な資料の収集及び提供
- 4 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- 5 その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

(組織)

第4条 協議会の会員は、別表に掲げる国の地方行政機関、地方公共団体、管内協議会及び関係団体の長又はその指名する職員とする。

(役員)

第5条 協議会に、会長、副会長、顧問及び幹事の役員を置く。

- 2 会長は、第三管区海上保安本部長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副会長は、3名とし、会長が指名する者を充て、会長を補佐する。
- 4 顧問は、国の地方行政機関から会長が委嘱する。
顧問は、会長に対し、協議会の業務に関する必要な助言を行う。
- 5 幹事は、会員の推薦により選出し、総会で承認する。
幹事は、役員会の任務遂行に必要な事項の検討を行う。

(役員任期)

第6条 役員（会長を除く。）の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

(総会)

第7条 総会は、定例総会及び臨時総会とし、会員の過半数の出席がなければ、議決をすることができない。

- 2 定例総会は年1回、臨時総会は会長が必要と認める場合に開催するものとし、総会の招集は会長が行う。
- 3 会議の議長は、会長が行い、議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 5 定例総会の付議事項が次条第1号及び第3号に限られる場合には、会長は、あらかじめ付議事項を会員に通知し書面による表決を求めることができる。

6 前項の表決の結果、過半数の表決があり、第3項の規定に準じ付議事項が承認された場合、会長が承認事項を書面により会員に通知することにより、定例総会の開催及び決議に代えることができる。

(総会の付議事項)

第8条 総会における付議事項は、次のとおりとする。

- 1 業務報告の承認及び業務計画の審議決定
- 2 会則等の制定改廃
- 3 幹事の選出
- 4 その他協議会の運営に必要な事項

(役員会)

第9条 役員会は、第5条第1項に定める役員をもって構成する。

- 2 役員会の招集は、会長が必要に応じて行う。
- 3 役員会の議長は、会長が当たる。
- 4 役員会の成立及び議決については、総会の定めに準ずる。
- 5 会長は、会長が必要と認める役員以外の会員を役員会に出席させることができる。

(役員会の任務)

第10条 役員会の任務は、次のとおりとする。

- 1 総会に付議すべき事項の検討・立案
- 2 総会において議決した事項
- 3 その他協議会の目的達成のため必要な事項

(技術専門委員会)

第11条 協議会に、排出油等防除に関する技術的事項の調査、研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会を置くことができる。

(資料の提供)

第12条 協議会は、管内協議会の会長等から提供された資料を取りまとめ、会員に提供する。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第13条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、東京湾に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(情報提供)

第14条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

(総合調整本部の設置)

第15条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがあり、必要と認める場合は、会長を本部長とする総合調整本部を設置し、会員に対し、情報の共有や既に行われた防除措置の状況の周知等に努めるとともに、会員が、それぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ的確な防除活動を実施できるよう調整を行うものとする。なお、必要に応じて、原因者、P I等の保険機関担当者(保険査定人を含む。)、独立法人海上災害防止センターの職員その他の防除を的確に実施するために必要となる知識を有する者及びその防除措置を講ずるために有効であると認められる者等会員以外の関係者も総合調整本部に参加させるものとする。

(総合調整本部の任務)

第16条 総合調整本部は、次の業務を行う。

- 1 管内協議会会員等が行う防除活動の調整
- 2 会員相互の情報交換
- 3 浮流油等状況の変化等に伴う防除勢力の調整
- 4 防災基本計画海上災害対策編に定める連絡調整本部との連携

(経費の求償)

第17条 防除活動に要した経費の求償は、原則として各機関毎に原因者に請求するものとし、協議会はその支援及び調整を図るものとする。

(災害の補償)

第18条 防除活動を実施した各機関に所属する者が活動のために災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）を受けた場合における補償については、法令に定めのある場合を除き、当該被災した者の所属する機関が行うものとする。

(事務局)

第19条 協議会の事務局は、第三管区海上保安本部警備救難部環境防災課に置く。

付 則

この会則は、平成9年11月28日から施行する。

付 則

この会則は、平成10年6月22日から施行する。

付 則

この会則は、平成14年6月11日から施行する。

付 則

この会則は、平成19年6月26日から施行する。

付 則

この会則は、平成22年6月22日から施行する。

付 則

この会則は、平成24年6月28日から施行する。

18 川崎管内排出油等防除協議会会則

【港湾局川崎港管理センター港営課・消防局警防課】

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）（以下「法」という。）第43条の6第1項の協議会として、東京湾内において大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）排出事故が発生し、又はおそれがある場合の川崎管内の排出油等防除活動について、その連携を図り、必要な事項を協議し、円滑かつ的確な防除活動の実施を推進することを目的とする。

(会の名称)

第2条 会の名称を「川崎管内排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）という。

(主な活動海域)

第3条 協議会の主な活動海域は、川崎港及びその周辺海域とする。

2 前項の規定について、防除活動を円滑に行うために活動海域を分割する必要があると認める時は、地理的条件及び施設の設置状況等を勘案して、活動海域を2以上の海域に分割することができる。

(協議会の業務)

第4条 協議会は、次の業務を行う。

- 1 防除活動マニュアルの作成
- 2 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- 3 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施
- 4 その他排出油等の防除に関する重要事項の協議
- 5 会員が行う防除活動の調整

(組織)

第5条 協議会の会員は、別表に掲げる国の地方行政機関、地方公共団体、関係団体及び民間事業所等の長又はその指名する職員とする。

2 協議会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
幹事	3名

3 会長は、川崎海上保安署長をもって充て、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐するものとする。

5 幹事は、副会長を補佐するものとする。

6 副会長及び幹事は、関係団体及び民間事業所等の会員の推薦により民間事業所の中から選出し、総会で承認する。

(役員任期)

第6条 役員（会長を除く。）の任期は、原則として当年7月1日から翌年6月30日までの1年とするが、任期の延長及び再任を妨げない。

(総会)

第7条 総会は、会長が必要と認める場合に開催するものとし、招集は会長が行う。

2 総会は、会員の過半数の出席がなければ議決をすることができない。

3 会議の議長は、会長が行い、議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第8条 総会における付議事項は、次のとおりとする。

- 1 事業報告の承認及び事業計画の審議決定
- 2 副会長及び幹事の承認
- 3 会則等の制定改廃
- 4 その他協議会の運営に必要な事項

(役員会)

第9条 役員会は、第5条第2項に定める役員、国の地方行政機関及び地方公共団体の会員をもって構成する。

2 役員会の招集は、会長が必要に応じて行う。

3 会長は、会長が必要と認める役員以外の会員を役員会に出席させることができる。

(役員会の任務)

第10条 役員会の任務は、次のとおりとする。

- 1 総会に付議すべき事項の検討・立案
- 2 総会において決議した事項の執行
- 3 総会の決議を要しない事項の執行
- 4 防除活動マニュアルに関する企画・立案
- 5 訓練の企画・立案及び実施
- 6 その他協議会の目的達成のため必要な事項

(資料の提出)

第11条 会員は、排出油等防除の際に必要な次の資料（3月31日現在）を年1回会長に提出するものとする。

なお、変更が生じた場合はその都度提出するものとする。

- 1 船艇、防除資機材等の保有状況及び動員計画
- 2 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号、FAX番号等）
- 3 その他必要な事項

会長は、前項の資料を取りまとめ、東京湾排出油等防除協議会（以下「東京湾協議会」という。）の会長に提出するものとする。

第12条 (削除)

(訓練等)

第13条 協議会及び会員は、排出油等事故発生時における各機関の防除活動に資するため、排出油等防除に関する訓練、研修を行うものとする。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第14条 協議会は、法第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、川崎管内に係る法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(情報提供)

第15条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

(調整本部の設置)

第16条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合において、必要により、調整本部を設置する。

(調整本部の任務)

第17条 調整本部は、次の業務を行う。

- 1 会員等が行う防除活動の調整
- 2 会員相互の情報交換
- 3 浮流油等の状況の変化に伴う防除勢力の調整
- 4 東京湾協議会等との連携

(経費の求償)

第18条 防除活動に要した経費の求償は、原則として各機関毎に原因者に請求するものとし、協議会はその支援及び調整を図るものとする。

(災害の補償)

第19条 防除活動を実施した各機関に所属する者が活動のために災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）を受けた場合における補償については、法令に定めのある場合を除き、当該被災した者の所属する機関が行うものとする。

(事務局)

第20条 協議会の事務局は、川崎海上保安署において行う。

付 則

この会則は、平成9年11月21日から施行する。

(中略)

この会則は、平成21年7月14日から施行する。

19 関東地方非常通信協議会会則【危機管理本部】

(目的)

第1条 この会則は、非常通信規約第3条により構成する非常通信協議会のうち、関東地方非常通信協議会（以下、「協議会」という。）の円滑な運営を期するための事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 非常通信の運用計画の策定
- (2) 非常通信の訓練
- (3) 非常通信に関する周知指導
- (4) 非常通信の取扱い要請
- (5) その他、協議会の目的達成に必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、次のものをもって構成する。

- (1) 無線局の免許人である機関又は団体
 - (2) 防災関係機関
 - (3) 有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体
 - (4) その他、非常通信の運用に密接な関係を有する機関又は団体
- 2 協議会への加入は、別表に定める様式により行い、会長が決定する。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
委員	
幹事	
常任幹事	若干名
要請会議議長	1名
要請会議議員	若干名

- 2 会長は、関東総合通信局長たる者とする。
- 3 副会長は、総会において、委員の中から互選により選出する。
- 4 委員及び幹事は、各構成員が指名した者とする。
- 5 常任幹事は、総会において幹事の中から選出する。
- 6 要請会議議長（以下、「議長」という。）は、委員の中から会長が指名し、要請会議議員（以下、「議員」という。）は、委員の中から議長が指名する。

(役員任期)

第5条 役員任期は1年とする。

- 2 任期の途中において異動があった場合の新任者の任期は前任者の残存期間とする。

(役員任務)

第6条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、また、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 委員は、総会の構成員として、第8条第2項に定める事項を行う。
- (4) 幹事は、幹事会の構成員として、第9条第2項に定める事項を行う。
- (5) 常任幹事は、常任幹事会の構成員として、第10条第2項に定める事項を行う。

(6) 議長及び議員は、要請会議の構成員として、第12条各号に定める事項を行う。

(会議)

第7条 会議は、総会、幹事会及び常任幹事会とする。

2 会議は、会長が召集する。

3 会議は、過半数の出席をもって成立する。

(総会)

第8条 総会は、委員をもって構成し、毎年1回定期に開催する。

ただし、必要に応じ、臨時総会を開催することができる。

2 総会においては、次の事項を審議するものとする。

(1) 非常通信の運用計画及び実施に関すること。

(2) 非常通信の訓練計画及び実施に関すること。

(3) 非常通信に関する調査及び研究

(4) その他、協議会の運営に必要な事項

(幹事会)

第9条 幹事会は、幹事をもって構成し、必要に応じ、開催する。

2 幹事会においては、総会の決定に基づき、必要な事項を審議するものとする。

3 会長が軽易と認める事項の協議については、幹事会をもって総会にかえることができるものとする。

(常任幹事会)

第10条 常任幹事会は、常任幹事をもって構成し、毎年1回定期に開催する。

ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

2 常任幹事会においては、総会に付議する事項、その他会長が常任幹事会において協議することを適当と認めた事項を審議するものとする。

(要請会議)

第11条 協議会に非常通信規約第5条の2第1項に定める要請会議を設け、議長及び議員をもって構成する。

第12条 議長及び議員は、次の任務を行うものとする。

(1) 議長は、要請会議を代表し、会務を総括する。

(2) 議長は、非常通信の取扱い要請を行う。

(3) 議員は、非常通信の取扱い要請に関する協議を行う。

第13条 要請会議においては、非常通信の取扱い要請を行う時期及び機関等について協議する。

ただし、協議する時間的余裕がない場合は、会長自ら要請を行うことができる。

第14条 議長は、要請会議の運営上必要があると認められるときは、関係者の出席を求め意見を徴することができる。

(事務局)

第15条 協議会は、事務局を関東総合通信局内に置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局員若干名を置く。

3 事務局長は、関東総合通信局無線通信部陸上第二課長たる者とする。

4 事務局員は、会長が委嘱するものとする。

(表彰)

第16条 非常通信の実施及び協議会の運営に関して功績のあったものは、表彰するものとする。

(会則の改廃)

第17条 この会則の改廃並びにこの会則の実施に必要な細則の制定及び改廃は、総会でこれを行う。

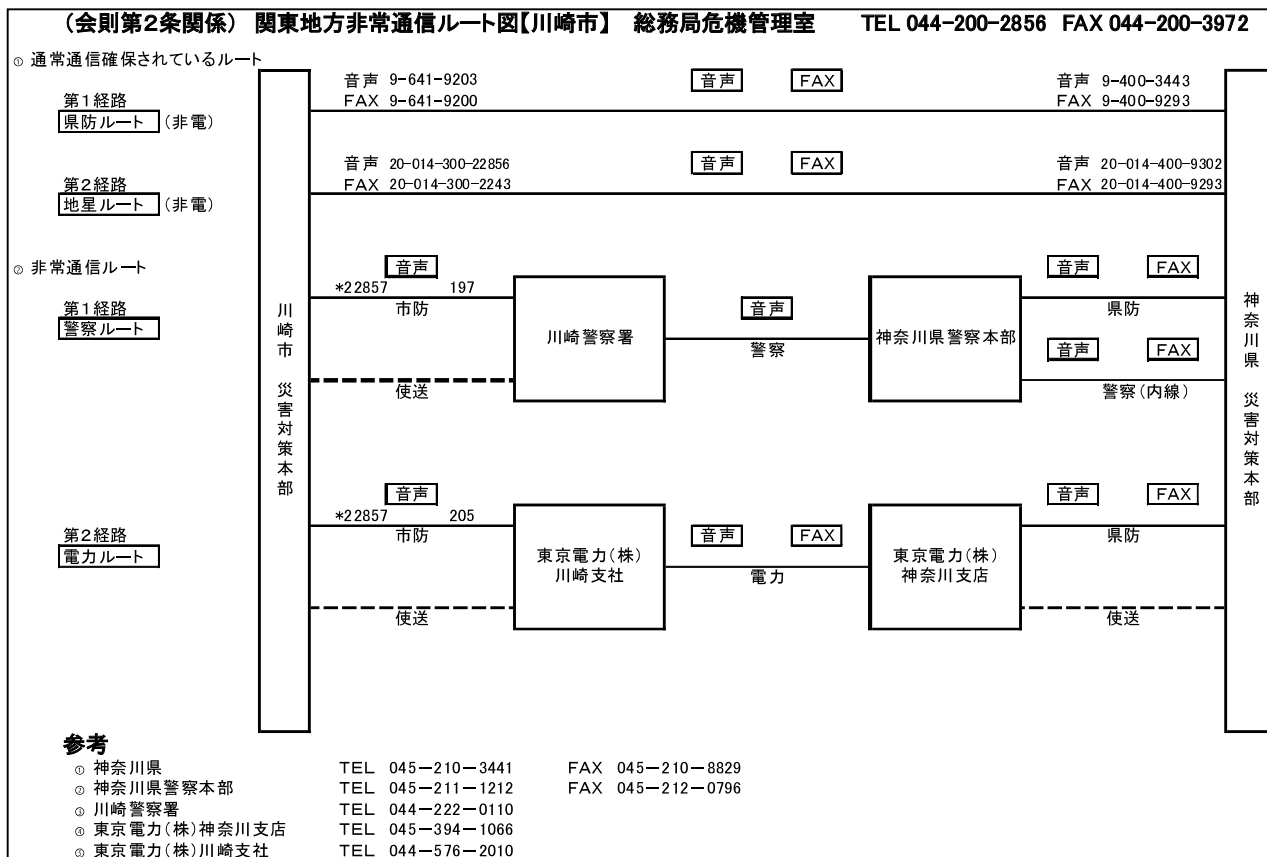
附 則 (昭和45年3月第19回総会)

- この会則は、昭和45年4月1日から実施する。
- 昭和29年8月13日から実施の関東地方非常無線通信協議会会則は廃止する。

(中略)

附 則 (平成30年6月第67回総会)

この会則は、平成30年6月7日から実施する。



20 川崎市ライフライン連絡会議設置要綱【危機管理本部】

(趣旨)

第1条 災害対策について、川崎市（以下「本市」という。）及びライフライン事業者（以下「事業者」という。）並びに事業者間の情報交換を図り、連携を推進するため、川崎市ライフライン連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡会議は、次の事項について協議する。

- (1) 災害対策に係る本市及び事業者並びに事業者間の情報交換に関すること。
- (2) 災害応急対策業務の実施体制に関すること。
- (3) その他必要な事項の調整に関すること。

(構成)

第3条 連絡会議は別表に掲げる事業者及び行政機関の所属の者をもって構成する。

(会議)

第4条 連絡会議は、危機管理監が招集し、その会議の議長となる。

2 危機管理監は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に連絡会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、川崎市危機管理本部危機管理部において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は連絡会議において定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

ライフライン 事業者	東日本電信電話株式会社神奈川事業部
	東京電力パワーグリッド株式会社川崎支社
	東京ガスネットワーク株式会社川崎支店
	株式会社NTTドコモ神奈川支店
	KDDI株式会社南関東総支社
	楽天モバイル株式会社
行政機関	危機管理本部
	川崎区役所
	幸区役所
	中原区役所
	高津区役所
	宮前区役所
	多摩区役所
	麻生区役所
	上下水道局